

答 テ社會通念ニ依リ決スルノ外ナキモノトス (大正十五、八、二十三) (附保 第十、六、三)

(14) 施行令第五條ノ同様作業ノ意義
答 施行令第五條第一項第四號但書ノ「同様ノ作業」トハ被保險者カ工場又ハ事業場ニ於テ使用セラルル業務ノ種類ノ同シキモノヲ謂フモノトス例ヘハ旋盤工ト旋盤工、採炭夫ト採炭夫ノ如シ (大正十五、八、二十三) (附保 第一、六、三)

(15) 施行令第五條ノ同様ノ報酬ノ意義
答 施行令第五條第一項第四號但書ノ「同様ノ報酬」トアルハ日又ハ時間ヲ以テ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ一日又ハ一時間ノ報酬額カ一致スルモノ稼高又ハ請負ヲ以テ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ稼高又ハ請負ノ一定分量當リノ報酬額カ一致スルモノヲ謂フモノトス (大正十五、八、二十三) (附保 第一、六、三)

(16) 施行令第五條第三項ノ規定ニ依リ規約ニ規定スル程度
答 施行令第五條第三項ノ規定ニ依リ同條第二項ノ算定方法ヲ規約ニ規定スルニハ同條第一項各號ニ規定スル程度ニ準シ算定ノ基準ト爲ルヘキ事項ニ規定スヘキモノトス

(17) 報酬日額算定ノ方法
答 健康保險法施行令第五條第一項第四號ノ規定ニ依リ算定シタル額カ同規定ノ期間中ニ受ケタル報酬總額ヲ同期間ニ於ケル報酬ヲ受ケタル日數

ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ九十ヲ下ルトキハ百分ノ九十トスル旨ヲ規約ニ規定スルハ適當ナラサルモノトス (大正十五、十二、四) (附保 第二、五、四)

(18) 勞務供給契約ニ基キ使用セラル、者タル被保險者ノ報酬日額
答 勞務供給契約ニ基キ使用セラル、者タル被保險者ノ報酬日額ハ被保險者カ勞務供給者ヨリ現ニ受クル報酬ノ額ニ依ルモノトス

(19) 施行令第七條ノ同種ノ給付ノ意義
答 施行令第七條第二項第一號ノ「同種ノ給付」トアルハ健康保險法ノ規定ニ依ル給付タル療養、療養費、傷病手当金、埋葬料、埋葬費、分娩費、出產手当金、産院收容及助產手当ニ相當スル種類ノ給付ヲ謂フモノトス

(20) 施行令第七條第二項第二號ノ「給付ニ要スル費用」トアルハ健康保險ノ被保險者ニ對シテ爲ス保險給付ニ相當スル給付ニ要スル費用トス
標準報酬算定期間ニ付特例ヲ設ケタル組合ニ於ケル事業主ノ被保險者報酬日額算定基礎届

(21) 施行令第四條第四項ノ規定ニ依リ標準報酬算定期間ニ付特例ヲ設ケタル組合ニ在リテハ施行規則第三條ノ規定ニ依ル届出時期ハ其ノ組合ニ於テ適宜定ムヘキモノトス

(22) 戸籍ニ關シ無償ニテ證明ヲ求メ得ヘキ事項ノ範圍

答 法第七條ニ因リ戸籍ニ關シ無償ニテ證明ヲ求メ得ヘキ事項ハ戸籍法第六十七條第二項ノ規定ニ依ル事項ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ事項ノミニ限ラス是等ノ者ト同一戸籍内ニ在ル他ノ者ノ事項ヲモ含ムモノトス (大正十五、九、十三) (附民事第七一四號)

(23) 強制被保險者ノ範圍

答 法第十三條ノ規定ニ依ル被保險者甲ニハ工場又ハ事業場ノ中附屬建築物及設備即チ工業的作業ニ直接關係ナキ場所ニ使用セラル、者ハ原則トシテ之ヲ含マサルモノトス、而シテ工場又ハ事業場ニ於テ使用セラル、者ト雖其ノ業務カ社會觀念上工場又ハ事業場ノ本來ノ作業ト別個ノモノト認メラル、場合ニ於テハ其ノ者ハ被保險者ニアラサルモノトス

(24) 鑛山内ニ在ル本社ニ使用セラル、者ト被保險者

答 鑛山内ニ在ル本社ニ使用セラル、者カ被保險者ト爲ルヘキヤ否ヤハ事實問題ニシテ該本社カ事業場ト別個ノ存立ナリヤ否ヤニ依リテ決スヘキモノトス (大正十五、八、二十三) (附保發第一六號)

(25) 學校ノ職員ト被保險者

答 工場又ハ鑛山ノ附屬事業タル學校ノ職員ノ如キハ被保險者タラサルモ

(26) ノトス (大正十五、八、二三) (附保第一六號) 醫局ニ使用セラル、者ト被保險者

答 工場又ハ鑛山ノ附屬事業タル醫局ニ使用セラル、者ハ被保險者タラサルモノトス (大正十五、八、二三) (附保第十六號)

(27) 法第十三條ノ臨時被使用者ノ範圍

答 法第十三條但書ノ「臨時ニ使用セラル、者」ノ中ニハ經常ノ事業ニ臨時使用セラル、者ノミニ限ラス臨時ノ事業ニ使用セラル、者ヲモ含ムモノトス

(28) 工場ノ構内ニ於テ販賣ニ従事スル職員ト被保險者

答 工場ノ構内ニ於テ販賣ニ従事スル職員ハ其ノ販賣所カ工場ト別個ノ存立ニアラサルモノトセハ被保險者ナルモ然カラサルモノナレハ被保險者タラサルモノトス (大正十五、十一、四) (附 外)

(29) 被保險者ノ資格

答 職工カ其ノ妻又子女ヲ常時工場ニ伴ヒ自己ノ手傳トシテ業務ニ従事セシムルトキハ其ノ妻又ハ子女ハ工場ニ使用セラル、者ト謂フヘク隨テ被保險者タルノ資格ヲ有スルモノトス (大正十五、十一、十九) (附保發第二二號)

(30) 工場管理人ト被保險者

答 工場管理人ハ即チ工場ニ使用セラル、者ノ中ニ包含セラル、ヲ以テ工場管理人中一年ノ報酬千二百圓ヲ超エサル者ハ當然被保險者タルモノトス(昭和元、十二、二八) (附保發第七五三號)

(31) 法第十三條但書ノ報酬千二百圓ヲ超ユル意義
答 法第十三條但書ノ「報酬千二百圓ヲ超ユル」トアルハ報酬千二百圓ヲ包含セサル義トス(大正十五、十、十一) (附保發第二三六號)

(32) 外國人勞働者ト被保險者
答 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ工場又ハ事業場ニ使用セラル、外國人ハ健康保險ノ被保險者タラサルモノトス(大正十五、十一、二五) (附保發第二三六號)

(33) 法第十三條但書ノ報酬ノ範圍
答 法第十三條但書ノ「一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員」トアルハ健康保險ニ於テ謂フ報酬ノ一年ノ額カ千二百圓ヲ超ユル職員ヲ指スモノニシテ必シモ本人ノ全収入ヲ指スモノニ非ス(大正十五、十一、十一) (附保發第七五三號)

(34) 法第十三條但書等ノ報酬ノ範圍
答 法第十三條但書ノ「報酬」モ法第二條第一項ノ「報酬」ト同シク施行令第一條ニ規定スル範圍ノ報酬ヲ謂フモノトス健康保險法、健康保險法施行令、健康保險法施行規則等ニ所謂報酬亦同シ(大正十五、十二、四) (附保發第二五三號)

(35) 法第十三條但書ノ報酬ノ範圍

答 法第十三條但書ノ「報酬千二百圓」ノ「報酬」トアルハ健康保險法施行令第一條第一號ノ賞與ヲ含マス且此ノ報酬ハ事業ニ使用セラル、者カ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金等ヲ謂フモノトス隨テ年金、恩給ノ如キハ此ノ報酬ニ包含セラレサルモノトス(大正十五、十二、二十三) (附保發第七十六號)

(36) 被保險者ノ資格得喪ト規約ノ規定
答 被保險者タル資格ノ得喪ハ一ニ健康保險法ノ規定ニ依リ定マルモノニシテ此ノ點ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得サルモノトス(大正十五、九、十四) (附保發第六八號)

(37) 施行令第九條ノ所定ノ期間ノ意義
答 施行令第九條ノ「所定ノ期間」トアルハ契約シテ定メタル期間ヲ謂フモノトス

(38) 施行令施行ノ際ニ於ケル同令第九條ノ三十日及六十日以内ノ期間ノ決定方法
答 施行令第九條但書ノ三十日及同條第一號ノ六十日以内ノ期間ハ同令施行ノ際ニ於テハ同令施行ノ日ニ拘ラス既定ノ事實ニ依リ決定スルモノトス

(39) 施行令第九條ノ勞務供給契約ノ範圍

答 施行令第九條第二號ノ勞務供給契約ニハ事業本來ノ作業ノ請負契約ヲモ含ムモノトス

(40) 任意包括被保險者タリ得ル者ノ範圍

答 法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者タルコトヲ得ル者ハ法第十四條各號ニ掲クル事業ノ事業場又ハ工場ニ使用セラル、勞働者及一年ノ報酬千二百圓ヲ超エサル職員ニシテ法第十三條ノ規定ニ依ル被保險者ノ範圍ト同シキモノトス

(41) 法第十四條ノ附屬事業ノ意義

答 法第十四條第一項ノ「附屬スル事業」トハ工業的企業タル附屬事業ヲ謂フモノトス

(42) 電氣ノ傳導事業ノ範圍

答 法第十四條第一項第三號ノ電氣ノ傳導事業ニハ電線ノ架設工事ヲ含ムモノトス

(43) 法第十四條第一項第三號ノ事業ト工場法施行令第三條第四十二號ノ事業トノ關係

答 法第十四條第一項第三號ニ掲クル事業ノ中ニハ工場法施行令第三條第

(44) 四十二號ニ掲クル事業ヲ含マサルモノトス (大正十五、十一、二十六) 附保發第二五六號) 事業主ノ範圍

答 健康保險法ニ於テ謂フ事業主ニハ鑛山ノ斤先人ヲ含マサルモノトス (大正十五、八、二十三) 附保發第十六號)

(45) 事業廢止ニ由リ事業主タラサルニ至リタル場合ト事業主ノ届出義務

答 事業ノ廢止ニ因リ事業主タラサルニ至リタル者ハ其ノ事業主タリシ當時ニ於テ生シタル届出義務ハ之ヲ免ルルコトヲ得サルモノトス

(46) 被保險者資格取得後ニ記載スヘキ家族數

答 同一世帯ニ同一工場ニ使用セラル、被保險者二人以上アル場合ニ於テハ被保險者資格取得届ノ「被保險者」欄ノ「家族數」欄ニハ右ノ同一世帯ニ在ル被保險者ヲ交互ニ算入シ記載スルモノトス即チ甲ノ被保險者ノ資格取得届ニハ其ノ者ト同一世帯ニ在ル乙(甲ノ使用セラルル工場ニ使用セラルル者)ヲモ家族數ニ加ヘテ記載シ又乙ノ被保險者資格取得届ニハ右ノ甲ヲモ家族數ニ加ヘテ記載スヘキモノトス (大正十五、十一、十) 附保發第四四號)

(47) 法第十七條ノ業務ニ使用セラル、ニ至リタル日ノ意義

答 法第十七條ノ「業務ニ使用セラル、ニ至リタル日」トアルハ現實ニ業務ニ使用セラル、状態ニ置カレタル日トス

(48) 工場又ハ事業上ニ轉勤ノ場合ト被保險者ノ資格

答 一事業主ノ工場又ハ事業場カ各地ニ在ル場合ニ於テ甲ノ工場又ハ事業場ニ使用セラル、被保險者カ乙ノ工場又ハ事業場ニ轉勤シタルトキハ甲ノ工場又ハ事業場ニ於テ一旦被保險者ノ資格ヲ喪失シ乙ノ工場又ハ事業場ニ於テ更ニ被保險者ノ資格ヲ取得スルモノトス(大正十五、十二、一 附保發第三〇八號)

(49) 法第十八條ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日ノ意義

答 法第十八條ノ「業務ニ使用セラレサルニ至リタル日」トアルハ現實ニ業務ニ使用セラレサル状態ニ置カレタル日トス

(50) 任意繼續被保險者タルコトノ申請先タル被保險者

答 法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タラムコトヲ申請スル場合ニ於ケル申請先タル被保險者ハ従前ノ被保險者トス但シ従前ノ被保險者組合ニシテ組合解散セシモノナルトキハ政府、組合合併セシモノナルトキハ合併後ノ組合、組合分割セシモノナルトキハ其ノ事項ノ引繼ヲ受ケタル組合トス

(51) 任意繼續被保險者タルコトノ申請ノ効果

答 法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タルコトノ申請ヲ爲シタルトキハ被保險者ノ資格ハ中繼セサルモノトス

(52) 任意繼續被保險者ノ資格任意喪失

答 法第二十條ノ規定ニ依リ被保險者ハ保險料ノ滯納ニ因ル場合ノ外任意ニ資格ヲ喪失スルコトヲ得サルモノトス

(53) 同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラル、旨ノ届出先

答 施行規則第十二條ノ規定ニ依ル同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラル旨ノ届出ハ施行規則第二條第一項ノ規定ニ依ル事項ノ届出先タル組合又ハ保險署長ニ對シ之ヲ爲スモノトス

(54) 事業主ノ氏名又ハ住所ト事業主カ法人タル場合

答 施行規則ニ於テ事業主ノ氏名又ハ住所トアルハ事業主カ法人タル場合ニ於テハ名稱又ハ事務所ノ所在地(事務所二以上アルトキハ主タル事務所ノ所在地)ニ該當スルモノトス

(55) 一家内ニ被保險者二人以上アル場合ニ於テ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ區別

答 一家内ニ被保險者二人以上アル場合ニ於テハ孰カ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スルモノナルヤ其ノ受クル報酬ノ多少及其ノ家庭内ニ於ケル經濟上ノ地位等ニ依リ判定スヘキモノナルモ尙之ノミニ依ルコトヲ得サル場合モアルカ故ニ結局ハ個々ノ場合ニ於テ社會通念ニ依リ決定スルノ外ナキモノトス

經由スヘキモノトス健康保險組合ヨリ提出スル書類亦同シ

(65) 組合ノ強制設立意義

答 組合ノ所謂強制設立トハ内務大臣ノ命令ニ基キ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ謂フモノトス(大正十五、十二、十一附 保發第五四三號)

(66) 健康保險組合ノ成立時期

答 健康保險組合ハ設立認可ノ指令書ノ日附ノ日ニ於テ成立スルモノトス合併及分割ノ場合亦同シ但シ成立時期ヲ特定シテ認可ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ特定時期ニ於テ成立スルコト勿論タリ

(67) 組合ノ設立登記

答 組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スノ必要ナキモノトス(大正十五、十一、三附 保發第七十二條)

(68) 組合ノ保險料率ノ認可

答 組合ノ保險料率ハ當初認可ヲ受ケタルモノヲ變更セサル限りハ毎年度更メテ認可ヲ受クルコトヲ要セサルモノトス

(69) 保險料率ト規約

答 保險料率ハ規約ニ規定スルノ必要ナキモノトス(大正十五、十、二十七附 保理第四六號)

(70) 組合ノ規約變更ノ公示者

答 施行令第十六條後段ノ規定ニ依ル組合ノ規約變更ノ公示ハ理事ニ於テ

之ヲ爲スモノトス

(71) 組合ノ設立アル事業ニ使用セラル、者タル組合ノ選定議員カ事業ニ使用セラレサルニ至リタル組合ノ議員ノ資格

答 組合ニ於テ組合ノ設立アル事業ニ使用セラル、者カ事業主ヨリ選定ヲ受ケ議員ト爲リタル後其ノ事業ニ使用セラレサルコト、爲リタルトキハ當然議員ノ資格ヲ失フモノトス

(72) 組合ノ互選議員カ被保險者タラサルニ至リタル場合ノ議員ノ資格

答 組合ニ於テ被保險者タル組合員ヨリ互選セラレタル議員カ被保險者タラサルニ至リタルトキハ當然議員ノ資格ヲ失フモノトス

(73) 事業報告及計算ニ關スル組合會ノ議決ノ意義

答 施行令第二十五條ノ「議決」トアルハ同條第二號ノ事業報告及決算ニ付テハ認定ノ意義トス

(74) 組合會議長ノ議員トシテ議決權

答 組合ノ組合會ノ議長ハ其ノ職務ヲ行フ場合ニ於テモ之カ爲議員トシテ議決ニ加ハルノ權ヲ失ハサルモノトス

(75) 施行令第二十九條ノ但書ノ意義

答 施行令第二十九條ノ但書ハ定員數ヲ得テ會議ヲ開キタル後ニ於テ第三

十二條ノ除斥ノ爲其ノ定員數ヲ缺クルコトアルモ之カ爲會議ノ續行ヲ妨ケサルコトヲ規定シタルモノトス

(76) 組合會議員ノ職務執行ト民法ノ能力ニ關スル規定

答 組合會議員ノ職務執行上ノ行爲等ニ付テハ法令ニ何等ノ明文ナキヲ以テ民法ノ能力ニ關スル規定ハ適用ナキモノトス (大正十五、十一、十附) (保發第一八〇號)

(77) 施行令第三十二條ノ一身上ノ範圍

答 組合會議員ノ當選ノ効力異議申立決定ノ會議ニ於テ該事件ノ當選者タル議員ハ其ノ事件ニ付施行令第三十二條ノ「一身上ニ關スル事項」ニ該當スルモノトス

(78) 組合會議員ノ表決委任方法

答 組合會ノ會議ニ出席スルコト能ハサル議員カ出席議員ニ表決ヲ委任スル場合ニ於テ會議ノ目的タル事項ニ對スル賛否ヲ受任者ノ任意ト爲スコトニ委任スルモ違決ニアラサルモノトス

(79) 委任表決議員アル組合會ノ會議ニ於ケル急施事項付議

答 出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲ス議員アル組合會ノ會議ニシテ其ノ會議ハ委任表決ヲ爲ス議員ヲ定員數ニ加ヘタルカ爲開會シ得タルモノナルトキハ急施ヲ要スル事項アリト雖之ヲ該會議ニ付議スルコトヲ得サルモノ

トス

(80) 組合ノ理事カ議員タラサルニ至リタルトキノ理事ノ資格

答 組合ノ理事カ議員タラサルニ至リタルトキハ當然理事ノ資格ヲ失フモノトス

(81) 組合ノ理事長カ選定議員タラサルニ至リタルトキノ理事長ノ資格

答 組合ノ理事長ノ選定議員タラサルニ至リタルトキハ當然理事長ノ資格ヲ失フモノトス

(82) 組合ノ理事長ノ理事トシテノ議決權

答 組合ノ理事長ハ其ノ職務ヲ行フ場合ニ於テモ之カ爲理事トシテ議決ニ加ハルノ權ヲ失ハサルモノトス

(83) 組合ノ常務ヲ決スル理事

答 組合規約ヲ以テ常務ヲ決スル理事ヲ定ムルコトヲ得サルモノトス但シ豫メ理事ノ決議ヲ以テ事務ノ一部ヲ特定ノ理事ニ包括シテ委任スルハ妨ケナキモノトス

(84) 組合ノ事務所ニ備フヘキ財産目録、事業報告書及組合會議錄

答 施行令第四十二條ノ規定ニ依リ組合ノ事務所ニ備フヘキ書類及帳簿ノ中財産目録事業報告書及會議錄ハ其ノ調製濟ニ係ルモノノ中最後ノ分ノ

ミニテモ妨ケナキモノトス
(85) 從タル事務所ニ備フヘキ組合會議錄
答 從タル事務所ニ備フヘキ組合會議錄ハ原本ヲ以テ充ツルモ妨ケナキモノトス

(86) 組合ニ於ケル當初ノ會計年度
答 組合ニ於ケル當初ノ會計年度ハ組合ノ設立アリタル日ヨリ始マルモノトス(大正十五、十、二七附保理第四六號)

(87) 施行令第四十五條ノ每會計年度ノ意義
答 施行令第四十五條第一項ノ「毎年會計年度」トアルハ次年度以降ノ每會計年度ヲ謂フモノトス但シ同項後段ノ場合ニ於テハ然ラス

(88) 組合ノ豫算ノ各項金額流用ニ關スル組合會ノ議決
答 組合ノ豫算ノ各項金額流用ニ關スル事項ハ豫メ組合員ノ包括議決ヲ經ルモ敢テ違法ニアラサルモノトス

(89) 組合ノ繼續費ノ更正、追加等
答 組合繼續費ノ更正、追加又ハ廢止ニ付テモ組合會ノ議決ヲ經ヘキモノトス

(90) 繼續費ヲ計上セル組合ノ豫算ニ對スル組合會ノ議決

答 組合ノ豫算中既定繼續費ヲ計上シアルトキハ其ノ繼續費ノ部分ニ付テハ組合會ハ修正又ハ削除ノ議決ヲ爲スコトヲ得サルモノトス
(91) 組合ノ決算剩餘金處分
答 組合ノ決算剩餘金ヲ準備金ニ積立ツルコトヲ要セサルニ至リタル場合又ハ積立ツルコトヲ要スル場合ト雖剩餘金全部ヲ準備金ニ積立テサル場合ニ於テハ其ノ積立テサル剩餘金ハ翌年度ノ組合經費ニ繰越シ必要ナル費用ニ充ツヘキモノトス尙組合ニ於テ準備金以外ニ特別ノ積立金ヲ爲ス場合ニ於テハ之ヲ翌年度ノ組合經費ニ繰越サスシテ直ニ該積立金ニ繰入ルルモ違法ニアラサルモノトス(大正十五、十、七附外)

(92) 解職セラレタル組合員ノ再任
答 法第三十九條ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間其ノ組合ハ勿論他ノ組合ノ役員タルコトヲモ得サルモノトス

(93) 組合員タル被保險者カ他ノ事業ノ業務ニ從事シ其ノ業務ニ基因シテ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ノ保險給付
答 組合員タル被保險者カ其組合ノ設立アル事業ノ工場ヲ缺勤シ他ノ事業主ノ業務ニ從事シ其ノ業務ニ基因シテ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ト雖組合ニ於テ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ヲ爲スヘキモノトス尙此ノ

場合ニ於テハ其組合ニ於テ業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ト認ムルコトヲ得サルモノトス(大正十五、十一、三日附保發第七十二號)

(94) 法第四十五條ノ療養ノ爲ノ意義

答 法第四十五條ノ「療養ノ爲」トハ保險給付トシテ受ケル療養(療養費)ノ支給ヲ受クルコトヲ含ム)ノ爲ヲ謂フモノトス

(95) 勞務ニ服スルコト能ハサル期間ノ起算日

答 法第四十五條ノ勞務ニ服スルコト能ハサル期間ハ勞務ニ服スルコト能ハサル状態ニ置カレタル日ヨリ之ヲ起算スルモノトス但シ其状態ニ置カレタル時ハ業務終了後ナル場合ニ於テハ翌日ヨリ之ヲ起算スルモノトス業務上ノ事由ニ因ラサル同一ノ傷病ニ付中途ニ於テ勞務ニ服シタル場合ノ傷病手當金ノ待期

(96) 答 業務上ノ事由ニ因ラサル同一ノ傷病ニ付中途ニ於テ勞務ニ服シタル場合ニ於テハ法第四十五條但書ノ規定ハ適用ナキモノトス

(97) 法第四十五條第四十九條第五十條及第七十四條ノ「報酬日額」ト施行令第三條ノ報酬日額トノ異同

答 法第四十五條第四十九條第五十條及第七十四條ノ「報酬日額」トアルハ施行令第三條ノ「報酬日額」ト異ナリ、同條ノ「標準報酬日額」ニ該

當スルモノトス

98) 法第四十七條ノ同一ノ疾病又ハ負傷ノ範圍

答 法第四十七條第一項ノ「同一ノ疾病又ハ負傷」トアルハ再發ニ係ルモノヲ含マサルモノトス

(99) 業務外ノ傷病ト法第四十七條第一項及同條第二項トノ關係

答 業務外ノ傷病ニ付テハ法第四十七條第二項ノ制限アルノ外更ニ同條第一項ノ制限アルモノトス(大正十五、八、二十三附保發第一六六號)

(100) 任意繼續被保險者ト法第四十七條第二項第五十八條及第五十九條トノ關係

答 法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ工場法若ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル工場若ハ事業場又ハ第十四條ノ認可アリタル事業ニ使用セラル、場合ヲ除クノ外法第四十七條第二項第五十八條及第五十九條ノ規定ハ適用ナキモノトス

(101) 死體ノ一部分又ハ遺物ノ埋火葬ト埋葬料又ハ埋葬費

答 死體ノ一部分又ハ遺物ヲ埋葬若ハ火葬シタルモノニ付テモ埋葬料又ハ埋葬費ハ之ヲ支給スルモノトス

(102) 分焼ニ關スル給付ヲ爲スヘキ分焼

(101) 答 健康保險ニ於テ分娩ニ關スル給付ヲ爲スハ妊娠四箇月ヲ越ユル分娩ニ限ルモノトス但シ妊娠一箇月ハ二十八日間トス

(103) 答 分娩前後保險者變更ノ場合ニ於テ給付ヲ爲ス保險者
答 分娩前後ニ保險者ノ變更アリタル場合ニ於テ分娩ニ關スル給付ヲ爲ス保險者ハ分娩ノ日前二十八日又ハ三十五日ノ間分娩ノ日以後四十二日ノ間ニ於ケル保險者トス尙此ノ場合ニ於テハ給付ヲ爲シタル保險者ニ於テ

(104) 答 出產手當金ノ支給ヲ受ケタルカ爲傷病手當金ノ支給ヲ受クルコトヲ得サリシ期間ハ法第四十七條第一項又ハ同條第二項ノ期間ニ算入セサルモノトス

(105) 答 法第五十七條ノ規定ニ依ル給付ニ要シタル費用ノ分擔金
答 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ對シ法第五十七條ノ規定ニ依リ分娩ニ關スル給付ヲ爲シタル最後ノ保險者ハ施行令第八十三條ノ期間内ニ於ケル前ノ保險者アリクルトキハ其ノ保險者ニ對シ之カ給付ニ要シタル費用ノ分擔金ヲ請求テ得ルモノトス (大正十五、八、二十三附保發第一、六、號)

(106) 疾病又ハ負傷シタル場合ニ於テ支給スル休業扶助料ト傷病手當金

答 職工カ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ報酬ヲ受クルコト能ハサルトキニ工場法ニ基ク休業扶助料ノ支給ヲ受クルモ該扶助料ハ健康保險ニ所謂報酬ニ非サルヲ以テ法第五十八條ノ規定ニ該當セサルモノトス (大正十五、十一、十六附保發第二、〇、〇號)

(107) 疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ支給スル休業手當金ト傷病手當金
答 職工カ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ賃金ヲ受クルコト能ハサルトキハ休業手當金ヲ支給スル旨ヲ事業主ニ於テ工場ノ就業規則ニ規定シタルトキハ該手當金ハ勞務ノ對價ト認メラレ即チ健康保險ニ所謂報酬ナルヲ以テ法第五十八條ノ規定ニ該當シ施行令第八十五條ノ規定ノ適用アルモノトス (大正十五、十一、十六附保發第二、〇、〇號)

(108) 疾病ニ罹リ負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ賃金等ニ準スヘキ給與其他ノ利益ヲ繼續シテ受クル場合ト傷病手當金又ハ出產手當金
答 寄宿舍ニ居住セシムルノ利益ニシテ報酬ノ額ノ決定ニ影響アルモノ及食事ノ給與ハ事業主ニ於テ勞務ノ對價トシテ之ヲ與フルモノトセハ健康保險ニ所謂報酬ノ範圍ニ屬スルモノナルカ故ニ被保險者カ疾病ニ罹リ、

負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ勞務ニ服セザル期間ト雖繼續シテ是等ノ利益又ハ給料ヲ受クルトキハ法第五十八條ノ規定ニ該當スルヲ以テ施

(109) 行令第八十五條ノ適用アルモノトス(大正十五、十二、三二附 保發第四一四號)
 施行令第七十九條又ハ第八十一條第二項ト法第五十八條又ハ第五十九條トノ關係

答 病院又ハ産院ニ收容セラレタル者カ法第五十八條但書又ハ第五十九條ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出席手當金ノ一部ヲ受クル者ナルトキハ其ノ者ニ對シ支給スル傷病手當金又ハ出席手當金ノ額ハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合又ハ右ノ者二人以内ナル場合ニ於テハ法第五十九條ノ規定ニ依ル額ノ三分ノ一又ハ三分ノ二トス

(110) 施行令第八十八條第一項ノ決定効力發生時期

答 施行令第八十八條第一項ノ決定ハ同條第二項ニ依リ通知ヲ發シタル日ニ其ノ効力ヲ發生スルモノトス

(111) 工場法ニ基ク休業扶助料ヲ受クル場合ト保險料

答 工場法ニ基ク休業扶助料ノ如キハ之ヲ健康保險ノ傷病手當金又ハ出席手當金ニ代ルヘキモノト認メ得サルヲ以テ被保險者ハ傷病手當金ヲ受ケスシテ此ノ休業扶助料ヲ受クモ之カ爲保險料ノ負擔義務ヲ免ルルコトヲ得サルモノトス(大正十五、十二、十附 保發第三五〇號)

(112) 法第七十六條ト事業主ヨリ徵收スル保險料トノ關係

答 法第七十六條ノ場合ニ於テハ事業主ヨリモ保險料ヲ徵收セサルモノトス

(113) 法第七十六條第一號ト法第五十八條トノ關係

答 法第五十八條ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出席手當金ヲ受ケサルモノト雖法第七十六條第一號ニ該當スルモノトス

(114) 法第五十八條ノ規定ニヨリ傷病手當金又ハ出席手當金ノ全部ヲ受ケサル場合ト此ノ期間ニ於ケル保險料

答 法第五十八條ノ場合ニ於テ繼續シテ受クル報酬ハ之ヲ傷病手當金又ハ出席手當金ニ代ハルヘキモノト認メラルヲ以テ同規定ニ依リ傷病手當金又ハ出席手當金ノ全部ヲ受ケサル場合ト雖法第七十六條第一號ニ該當スルモノトス故ニ其期間ノ保險料ハ之ヲ徵收セサルモノトス

(115) 被保險者死亡ノ場合ノ保險料控除(大正十五、十二、十附 保發第三〇五號)

答 被保險者死亡ノ場合ニ於テモ施行令第九十八條第二項ニ依リ事業主ハ報酬支拂ノ際ニ於テ其ノ被保險者ノ負擔スヘキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除シ得ルモノトス

(116) 前月分ノ報酬ヲ其ノ月ニ支拂フ工場ニ於ケル保險料控除ノ報酬

答 前月分ノ報酬ヲ其ノ月ニ支拂フ制度ノ工場(例ハ一月分ノ報酬ヲ二月一日ニ支拂フ制度ノ工場)ニ在リテハ前月分ノ保険料(例ハ一月分ノ保険料)ヲ控除シ得ヘキ報酬ハ其ノ月(例ハ二月)ニ支拂フ報酬(例ハ二月一日ニ支拂フ報酬)トス(大正十五、十二、四附 收保第三、三三號)

(117) 答 其ノ月分ノ報酬ヲ其ノ月末日ニ支拂フ工場ニ於ケル保険料控除ノ報酬ヲ一月末日ニ支拂フ制度ノ工場)ニ在リテハ其ノ月分ノ報酬(例ハ一月分ノ報酬)ヲ控除シ報酬ハ其ノ翌月末日ニ支拂フ報酬(例ハ二月末日ニ支拂フ報酬)トス(大正十五、十二、四附 收保第三、三三號)

(118) 答 毎月數回報酬ヲ支拂フ事業ニ於ケル保険料ノ控除ニ於テハ前月分ノ報酬ヨリ控除スル場合ニ於テハ其ノ月ニ於テ數回ニ分チテ控除スルモ將又一回ニ控除スルモ自由ナルモノトス(大正十五、十二、四附 收保第三、三三號)

(119) 答 收入支出豫算ノ科目タル徴收金ノ意義ニ依リテハ「徴收金」トハ法第四十八條第二項及第五十九條第二項ノ規定ニ依ル徴收金ヲ指スモノトス(大正十五、十、廿七附 保理第四十六號)

(120) 事業廢止ニ因リ事業主タラサルニ至リタル者ノ書類保存義務
答 事業主カ事業ノ廢止ニ因リ事業主タラサルニ至リタル場合ト雖施行規則第八條ニ依リテ書類保存ノ義務アルモノトス

(121) 組合設立認可申請書ニ添付スル保險料率及其ノ計算基礎ヲ記載シタル書面並初年度收入支出豫算ト施行令第十四條ノ認可トノ關係
答 施行規則第二十四條ノ規定ニ依リ組合設立認可申請ニ添付スル保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ記載シタル書面並初年度收入支出豫算ハ單ニ組合設立認可申請書ノ附屬書類タルニ過キササルヲ以テ施行令第十四條ノ認可申請書ハ別ニ提出ヲ要スヘキモノトス但シ組合設立認可申請書ノ申請文ノ末尾ニ保險料率及初年度收入支出豫算併セテ認可セラレ度旨ヲ附記アラハ別ニ之カ提出ナキモ妨ケナキモノトス

(122) 組合合併認可申請書ニ添付スル規約、保險料率及其計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度收入支出豫算ト施行令第五十九條ノ認可トノ關係
答 施行規則第二十六條ノ規定ニ依リ組合合併認可申請書ニ添付スル規約、保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度收入支出豫算ハ單ニ組合合併認可申請書ノ附屬書類タルニ過キササルヲ以テ施行令第五十九條ノ認可申請書ハ別ニ提出ヲ要スヘキモノトス

(123) 組合合併認可申請書ノ署名スヘキ組合

答 組合ノ合併認可申請書ハ合併セムトスル各組合力之ニ連署スヘキモノトス

(124) 組合分割認可申請書ニ添附スル規約、保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年収入支出豫算ト施行令第六十條ノ認可トノ關係

答 施行規則第二十七條ノ規定ニ依リ組合分割認可申請書ニ添附スル規約

保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度収入支出豫算ハ單ニ組合分割認可申請書ノ附屬書類タルニ過キササルヲ以テ施行令第六十條ノ認可申請書ハ別ニ提出ヲ要スヘキモノトス

(125) 死體ヲ埋火葬スルコト能ハサル場合ニ於ケル埋葬料又ハ埋葬費ノ支給請求

答 死體ヲ埋火葬スルコト能ハサル葬祭ノ場合ニ於ケル埋葬料又ハ埋葬費ノ支給請求書ハ市町村長ノ埋火葬認許證寫ノ添附ヲ缺クモ該請求書ハ之ヲ有效トス

(126) 施行規則第六十四條及第六十五條第二項ノ請求書ノ意義

答 施行規則第六十四條及第六十五條第二項ノ「請求書」トアルハ請求書申請書及届書ヲ謂フモノトス

(127) 健康保險審査會ノ委員及會長ノ任命ノ効果

答 健康保險審査會ノ委員又ハ會長、任命ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒絕スルコトヲ得サルモノトス但シ辭職ヲ願出ツルコトヲ妨ケサルハ勿論ナリ

(大正十五、八、二三附保第一六號)

(128) 第一次健康保險審査會ノ議長ノ委員トシテノ議決權

答 第一次健康保險審査會ノ會議ノ議長ハ其ノ職務ヲ行フ場合ニ於テ之カ爲委員トシテ議決ニ加ハルノ權ヲ失ハサルモノトス

施行令第十六條乃至第一百十八條及第二百十條

(129) 法第八十二條ノ審査請求手續

答 施行令第十六條乃至第一百十八條及第二百十條乃至第二百二十三條ノ規定ハ法第八十二條ノ審査請求ニ付テハ適用ナキモノトス

施行令第二百二十二條ノ承繼人ノ意義

答 施行令第二百二十二條ノ「承繼人」トアルハ相續人ヲ謂フモノトス

(131) 施行令附則第二項ト同令第四條第四項トノ關係

答 施行令第四條第四項ノ規定ハ同令附則第二項ニ適用ナキモノトス

法第八十條ノ審査請求者

答 健康保險組合又ハ健康保險署長ハ法第八十條ノ審査ヲ請求スルコトヲ

得サルモノトス

法第八十二條

(133) 法第八十二條ノ審査ノ効力

答 法第八十二條ノ規定ニ依リ健康保險審査會ノ審査ハ保險官署ニ於テ爲
ス訴願ノ裁決ヲ拘束スル効力ナキモノトス

(追 録)

第一 法ノ部

- (1) 素行修マラサル被保險者ト保險給付——素行修マラサル行動不都合ナル被保險者ト雖保險者ハ此ノ者ニ對シ保險給付ヲ爲ササルコトヲ得ス
- (2) 父ノ不明ナル私生子ノ分娩ト分娩ニ關スル給付——健康保險ニ於テ分娩ニ關スル給付ヲ爲スノ目的ハ主トシテ母体ヲ保護スルニ在ルヲ以テ父ノ不明ナル私生子ノ分娩ノ場合ト雖給付ヲ爲ササルヘカラサルモノトス
- (3) 報酬ノ範圍——健康保險ニ於ケル報酬ニハ恩給ヲ含マササルモノトス
- (4) 保險料ノ滯納處分ヲ市町村ニ請求シ得ル場合及之カ請求者——保險者ニ於テ保險料ノ滯納處分ヲ市町村ニ對シ請求ヲ爲シ得ルハ納付義務者カ保險者ニ納付スヘキ保險料ヲ納付期日迄ニ納付セサル場合ニ限ルモノトス

故ニ事業主カ被保險者タリシ者ヨリ得ルコト能ハサリシ保險料ヲ保險者

- (5) ノ名ヲ藉リ市町村ニ對シ徵收ノ請求ヲ爲スカ如キハ違法トス
- (6) 工場ノ構内ニ設置スル醫局ニ勤務スル看護婦ト被保險者——工場ノ構内ニ設置スル醫局ニ勤務スル看護婦ハ被保險者タラサルモノトス
- (7) 製品及材料品ヲ各分工場ノ間ニ運搬スル船頭及船夫ト被保險者——製品及材料品ヲ各分工場ノ間ニ運搬スル船ノ船頭及船夫ハ被保險者タルモノトス
- (8) 製品及材料品ヲ各分工場ノ間ニ運搬スル自動車運轉手ト被保險者——製品及材料品ヲ各分工場ノ間ニ運搬スル自動車運轉手ハ被保險者タルモノトス
- (9) 製品ヲ得意先ニ運搬スル自動者運轉手ト被保險者——工場ニ於ケル製品ヲ得意先ニ運搬スルノミニシテ工場ノ作業ニ直接關係ナキ自動車運轉手ハ被保險者タラサルモノトス
- (10) 工場ノ構内ニ於テ使用セラルルモノノ中工場ノ作業ニ直接關係ナキ業務ニ使用セラルル者ト被保險者——工場ノ構内ニ於テ使用セラルル者ト雖營業、庶務、會計其ノ他工場ノ作業ニ直接關係ナキ業務ニ使用セラルル者ハ被保險者タラサルモノトス
- (11) 工場ノ構内ニ常設セル病者收容室ニ勤務スル看護婦及雜役夫ト被保險者

- 工場ノ構内ニ常設セル病者收容室ニ専ラ勤務スル者ハ假令工場ノ事業主ニ使用セララル者ト雖被保険者タラサルモノトス
- (11) 本店所屬ノ職員、給仕及小使ト被保険者——工場ト同一場所ニ在ル本店ニ屬スル職員、給仕及小使ハ被保険者タラサル者ト認メララルモノトス
- (12) 人夫供給者ノ手ヲ經テ雇入レラルル者ト被保険者——人夫供給者ノ手ヲテ日々雇入レラルル者ノ中同一人カ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レラレタル場合ニ於テハ其ノ者ハ右ノ三十日ヲ超エタル日ヨリ被保険者タルモノトス
- (13) 工場又ハ事業場ニ勤務ノ發令ノ日又ハ赴任ノ日ト被保険者ノ資格取得ノ日トノ關係——法第十七條ノ「業務ニ使用セララルニ至リタル日」ハ工場又ハ事業場ニ勤務スヘキ辭令ヲ發セラレタル日、勤務スル爲赴任又ハ着任シタル日ト必スシモ一致スルノ必要ナキモノトス
- (14) 傷病カ相當ノ期間内ニ治療ノ見込ナキ被保険者ノ資格喪失ノ時期——被保険者カ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルコト爲リ百八十日ヲ超ユルモ尙相當ノ期間内ニ治療ノ見込ナキモノハ假令事業主トノ間ニ仍雇傭契約ノ存續スル場合ト雖勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ百八十日ヲ超ユルニ至リタル時ニ於テ被保険者ノ資格ヲ喪失スルモノト認

- (15) ムル方適當ナルモノトス
- 長期ニ渉ル傷病等ノ爲歸郷シタル者ノ被保険者ノ資格——被保険者カ長期ニ渉ル傷病、家庭ノ事情其ノ他ノ事由ニ因リ郷里ニ歸リタル場合ハ現實ニ業務ニ使用セラレサル状態ニ置カレタルモノト認メララルヲ以テ被保險者ノ資格ヲ喪失スルモノトス
- (16) 工場又ハ事業場ヲ解雇セラレタル發令ノ日等ト被保険者ノ資格喪失ノ日トノ關係——法第十八條ノ「業務ニ使用シ得ラレサルニ至リタル日」ハ工場又ハ事業場ヲ解雇セラレタル場合ニ於テハ其ノ旨ノ辭令ヲ發セラレタル日又ハ殘務整理若ハ事務引繼ノ終了シタル日ト必スシモ一致スルノ必要ナキモノトス
- (17) 休職ヲ命セラレ工場ニ出勤セサル者ノ被保険者ノ資格——被保険者カ休職ヲ命セラレ工場ニ出勤セサルコトト爲リタル場合ハ現實ニ業務ニ使用セラレサル状態ニ置カレタルモノト認メララルヲ以テ被保険者ノ資格ヲ喪失スルモノトス
- (18) 傳染病豫防法令ニ依リ傳染病院等ニ收容スルノ必要アリト認メラレタル程度ノ疾病ト健康保險ノ給付ノ場合ニ於ケル病院收容——健康保險ノ被保險者ニシテ法定傳染病ニ罹リタル場合ニ於テ傳染病豫防法令ニ依リ傳

染病院、隔離病舎等ニ收容セシムヘキ必要アリト認めラレタル程度ニ付テハ健康保険ニ於テモ療養ノ給付トシテ病院ニ收容スルノ必要アル程度ノモノトス

(19) 傳染病院等ニ收容セラレタル者ノ食費及藥價——市町村立傳染病院等ニ收容セラレタル者カ食費及藥價ヲ徴收セラレタル場合ニ於テハ食費及藥價ハ健康保険ニ於テ療養費トシテ其ノ者ニ支給スヘキモノトス

(20) 傳染病院等ニ收容セラレタル者ノ療養ニ要スル費用——傳染病豫防法令ニ依リ傳染病院、隔離病舎等ニ收容セラレタル者ニ對シテハ健康保險法第六十二條第二項ノ規定ニ依リ健康保險ニ於テ療養ノ給付ヲ爲ササルモノトナルモ收容セラレタル者カ療養ニ要スル費用ノ一部又ハ全部ヲ負擔スヘキ場合ニ於テハ其ノ負擔スヘキ部分ハ健康保險ニ於テ療養費トシテ支給スルモノトス

(21) 業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニハ療養ノ給付ヲ受クル期間中ニ然ラサル疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受クル場合ニ於ケル療養ノ給付ノ日數——業務上ノ事由ニ依ル疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受クル期間中ニ業務上ノ事由ニ因ラサル疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受クル場合ニ於テハ療養給付ノ日數ハ之ヲ各別ニ計算スルモノトス

(22) 注射ノ場合ニ於ケル療養ノ給付ノ日數——外來患者ニシテ或月一日ヨリ隔日一回ノ注射ノミヲ施シテ十回ニ及ヒタル場合ノ如キハ療養ノ給付ノ日數ハ十日トス

(23) 藥劑支給ノ場合ニ於ケル療養給付ノ日數——保險醫ニ於テ療養ノ給付ヲ受クル者ニ對シ一回ノ診療ノ際二日分又ハ三日分(此ノ日數ハ保險醫ノ指示シタル使用日數トス)ノ服藥劑又ハ含嗽藥、毒法藥(外用藥)等ノ支給ヲ爲シタル場合ニ於テハ此ノ藥劑ノ使用日數(即チ保險醫ノ指示シタル使用日數)ヲ療養ノ給付ノ日數トシテ計算スルモノトス

(24) 埋葬費ノ範圍——法第四十九條第二項ノ「埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額」トハ埋葬ニ直接要シタル實費額トス但シ被保險者ノ標準報酬日額ノ二十日分ニ相當スル金額(此ノ金額二十圓未滿ノトキハ二十圓トス)ノ範圍内ニ止ムヘキモノトス法第五十六條第二項ノ場合ニ亦同シ尙埋葬ニ直接要シタル實費額トハ靈柩代又ハ之カ借料、靈柩運搬人夫賃、葬式ノ際ニ於ケル死者靈前供物代及僧侶ノ謝禮等ノ如キモノヲ指スモノトス人工ニ依リテ爲ス分娩ト分娩費——母体ノ保健上人工ニ依リテ爲ス分娩ニ付テモ分娩費ヲ支給スヘキモノトス(出産手當金モ支給スヘキモノトス)

(25) 工場ノ公休日ニ於ケル出産手當金——工場ノ公休日數分娩豫定日前二十

八日間又ハ三十五日間、分娩ノ日以後四十二日間ニ勞務ニ服セサル状態ニ在リテハ出產手當金ハ之ヲ支給スヘキモノトス

(27) 資格喪失ノ際繼續シテ給付ヲ受ケ得ル疾病又ハ負傷——被保險者ノ資格喪失ノ際繼續シテ給付ヲ受ケ得ル疾病又ハ負傷ハ資格喪失當時ニ給付ヲ受ケル疾病又ハ負傷ニ限ルモノニシテ其ノ疾病又ハ負傷ノ治療後發生スル疾病又ハ負傷ヲ含マサルモノトス

(28) 被保險者資格喪失後繼續シテ受ケ得ル療養ノ給付——法第五十五條ニ依リ資格喪失後繼續シテ療養ノ給付ヲ受ケ得ル資格喪失ニ於ケル疾病又ハ負傷ニ限ルモノトス

(29) 法第五十五條ノ趣旨——法第五十五條ハ被保險者ノ資格喪失ノ際現ニ給付ヲ受ケル事故ニ付認メタル一ノ特典ナルカ故ニ資格喪失後ニ罹リタル疾病又ハ受ケタル負傷ニ付テハ給付ヲ爲スノ必要ナキモノトス

(30) 資格喪失ノ際疾病又ハ負傷ニ付繼續シテ給付ヲ受ケ得ル期間——被保險者ノ資格喪失ノ際繼續シテ給付ヲ受ケ得ル期間ハ疾病又ハ負傷ニシテ業務上ノ事由ニ因ラサルモノハ其ノ年ニ限ルモノトス但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ爲シタルモノハ翌年ニ涉ルモ受ケ得ルモノトス

(31) 資格喪失ノ際繼續シテ療養ヲ受ケ得ル期間——被保險者ノ資格ヲ喪失シ

(32) タル際疾病又ハ負傷ニ關シ給付ヲ受ケル者カ資格喪失後其ノ疾病又ハ負傷ニ付繼續シテ療養ノ給付ヲ受ケ得ヘキ期間ハ業務上ノ事由ニ因ラサル疾病又ハ負傷ニ在リテハ其ノ年ニ於テ資格喪失前ニ受ケタル療養ノ給付ノ日數ヲ百八十日ヨリ控除シタル殘日數ノ中其ノ年ニ於ケル日數トス但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リテ發シタル疾病ナルトキハ其ノ疾病又ハ負傷ニ付資格喪失前ニ受ケタル療養ノ給付ノ日數ヲ百八十日ヨリ控除シタル殘日數ヲ年ノ如何ニ拘ラス療養ノ給付ヲ受ケ得ルモノトス又業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ在リテモ此ノ但書ト同期間トス

(33) 業務終了時間前ニ業務上ノ事由ニ因ル負傷シタル場合ニ於テ受ケル報酬ト法第五十八條トノ關係——被保險者カ業務終了時限前ニ業務上ノ事由ニ因リ負傷シタル場合ニ於テハ其ノ日ノ報酬ヲ受ケルコトアルモ斯クノ如キハ法第五十八條ノ規定ニ該當セサルモノトス
法第五十八條ノ繼續シテ報酬ヲ受ケル場合——法第五十八條ノ「繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受ケルコト」トアルハ業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニシテ療養ノ爲業務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ニ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受ケル場合ヲ含マサルモノトス
傷病ノ場合ニ傷病手當金ノ額ヲ控除シタル額ノ報酬ヲ受ケル場合ト法第

五十八條——事業主ハ工場ノ就業規則ニ被保険者傷病手當金ノ支給ヲ受クル期間ハ事業主ニ於テ支給スル報酬ハ常時ニ於ケル報酬ノ額ヨリ右ノ手當金ヲ控除シタル額ト此ノ旨ヲ規定スル場合ニ於テハ法第五十八條ニ

(34)

該當スルヲ以テ施行令第八十五條ノ規定ノ適用アルモノトス
疾病ノ爲缺勤ノ場合ニ於ケル職員ノ俸給支給ト傷病手當金トノ關係——
事業主ニ於テ職員ノ給料支給ニ關スル規定中ニ「職員病氣ノ爲引續キ缺勤スルトキハ缺勤日數九十日迄ハ俸給ノ全額ヲ日割ヲ以テ支給スルヲ原則トシ若其ノ職員カ健康保險ノ被保険者タルトキハ之ヲ適用セサルコトトシ此ノ者ニ對シテハ健康保險ニ於テ受クル傷病手當金又ハ出産手當金ノ額カ前記原則ノ支給額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給スルモノトス」ノ旨ヲ定メタル場合ニ於テハ法第五十八條ノ規定ニ該當シ隨テ施行令第八十五條ノ規定ノ適用アルモノトス

(35)

自殺ト保險給付
自殺ヲ爲シタル場合ニ於テハ法第六十條ニ該當スルモノト認メラルルヲ以テ此ノ者ノ死亡ニ關スル保險給付ハ之ヲ爲スコトヲ得サルモノトス自殺未遂ノ場合ニ於ケル負傷及疾病ニ付亦同シ

(36)

被保険者カ健康保險法施行地外ニ相當長期間出張シタル場合ト法第六十

(37)

二條第一項トノ關係——被保険者カ使用セララル工場又ハ事業場ノ用務ノ爲健康保險法施行地外ニ出張シタル場合ニ於テハ其ノ期間相當長キモノト雖健康保險法第六十二條第一項第二號ニ該當スルモノトス
法第六十二條第一項該當中ノ者死亡シタル場合ニ於ケル給付——法第六十二條第一項ニ該當中ノ者ト雖死亡シタル場合ニ於テハ埋葬又ハ埋葬費ハ之ヲ支給スルモノトス

(38)

市町村立傳染病院等ニ收容セラレタル傳染病患者ノ看護ニ要スル費用——
傳染病患者カ市町村立ノ傳染病院隔離病舎等ニ收容セラレタル場合ニ於テハ之カ看護ニ要スル費用ハ當然市町村ノ負擔ニ屬スルモノトス
傳染病院ニ收容ノ場合ノ看護ノ費用——傳染病院ニ收容ノ場合ノ看護料ハ保險給付トシテ支給セサルモノトス

(39)

傳染病ニ罹リタル者自宅ニ於テ治療ヲ爲ス場合ト保險給付——傳染病ニ罹リタル場合ト雖傳染病院等ニ收容セラレス自宅ニ於テ治療ヲ爲ス場合ニ於テハ健康保險ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スモノトス

(40)

法第四十五條但書ノ待期間ト保險料——法第四十五條但書ノ待期間ハ傷病手當金ヲ支給セサルヲ以テ其ノ期間ノ保險料ハ之ヲ徵收スルモノトス

(41)

傷病手當金ノ支給ヲ受クル期間超過シタル被保険者ノ保險料ハ右ノ期間最終手當金ノ支給ヲ受クル期間超過シタル被保険者ノ保險料ハ右ノ期間最終

- (42) 日ノ翌日ヨリノ分ヲ徴收スルモノトス
事業主ノ保険料納付義務——事業主ハ被保険者ノ負擔スル保険料ヲ被保險者ニ支拂フ報酬ヨリ控除シ得サルコトアルモ之カ爲保險料納付ノ義務ヲ免ルルコトヲ得ス
- (43) 被保險者資格喪失者ニ關スル保險料——被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ關スル保險料ニシテ事業主ニ於テ當該保險者タリシ者ニ支拂フ報酬ヨリ控除シ得サル場合ト雖事業主ハ之ヲ組合ニ給付スヘキ義務アルモノトス
- (44) 事業主カ被保險者ニ對シ支拂フヘキ報酬ナル場合又ハ報酬ヲ支拂フモ保險料ヲ控除シ得サル場合ニ於ケル保險料納付ノ義務事業主ハ被保險者ニ對シ支拂フヘキ報酬ナキ爲保險料ヲ控除シ能ハサル場合又ハ報酬ヲ支拂フモ保險料ヲ控除シ得サル場合ト雖被保險者ノ負擔スル保險料ハ之ヲ被保險者ニ納付スヘキ義務アルモノトス
- (45) 事業主カ被保險者ニ對シ支拂フ報酬ヨリ控除スル保險料ノ控除ト他ノ控除金ノ控除トノ前後——事業主ハ被保險者ニ對シ支拂フ報酬ヨリ保險料ヲ控除スル場合ニ於テ該保險料ノ控除ヲ他ノ控除金ニ先テ爲スヤ否ヤハ一ニ事業主ノ任意トス
- (46) 借受ニ係ル鑛區ニ依リテ爲ス事業ニ使用セララル被保險者ノ保險料ノ負擔及納付ノ義務者

- (47) 他人ノ鑛區ヲ借受ケテ事業ヲ爲ス者即チ所謂斤先人ハ健康保險ニ於ケル事業主ニ非サルヲ以テ斯クノ如キ事業ニ使用セララル被保險者ノ保險料ノ負擔及納付ハ鑛業權者ニ於テ爲スヘキモノトス
- (48) 事業主ノ納付スヘキ保險料額
事業主ハ被保險者ニ支拂フ報酬ヨリ控除シタル被保險者ノ負擔スル保險料額ノ如何ニ拘ラス保險料全額ノ納付ノ義務アルモノトス
- (49) 第二 施行令ノ部
被保險者資格取得届ノ遅延ニ係ル被保險者ノ保險料被保險者資格取得届ノ遅延ニ係ル被保險者ト雖此ノ者ニ關スル保險料ハ實際ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリノ分ヲ事業主ヨリ徴收スヘキモノトス
- (50) 家族手當金ト報酬
毎月支給スル家族手當金ハ健康保險ニ於ケル報酬ノ範圍ニ屬スルモノトス
- (51) 理事職務執行者ノ代理人
組合ニ於テ理事職務執行者タル事業主ニ付テハ代理人ヲ置キ得ヘキコトヲ認メタル規定ナキヲ以テ事業主自ラ理事ノ職務ノ執行ニ當ルヘキモノトス

(51) 一時借入金限度ノ意義
 施行令第五十三條第四項ノ「一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度」トアルハ現
 ニ借入レムトスル金額ヲ謂フニ非スシテ一年度内ニ於テ借入ルルコトヲ
 得ヘキ最高限度ノ金額ヲ謂フモノトス

(52) 治療材料支給ノ範圍
 水枕、氷嚢、氷、吸入器、吸入器用アルコール、胸部濕布帶、体温計ノ
 類ハ施行令第七十四條第一項第二號ニ謂フ治療材料支給ノ範圍ニ屬セサ
 ルモノトス但シ病院ニ收容シタル場合ニ於テハ氷、吸入器用アルコール
 胸部濕布帶ノ如キモノハ處置ニ要スル消耗品トシテ取扱フヘク水枕、氷
 嚢、吸入器、体温計ノ如キモノハ貸付シ差支ナキモノトス

(53) 事業主カ被保險者ノ報酬ヨリ控除シ得ヘキ保險料
 事業主カ被保險者ニ對シ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テ報酬中ヨリ控除シ得ヘ
 キ被保險者ノ負擔スル保險料ハ報酬支拂ノ前月一日ヨリ末日迄ノ間ニ於
 ケル保險料トス但シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル組合ニ在リテハ其ノ
 定ニ依ルヘキコトハ勿論タリ

(54) 組合ノ組合會議員ノ選舉ト刑法施行法第二十五條トノ關係——組合ノ組
 合會議員ノ選舉ニ付テハ刑法施行法第二十五條ノ規定ニ依ル舊刑法第二
 編第四章第九節ノ規定ハ適用アルモノト思考セラル

(55) 事業主タル組合會議員——組合ニ於テ事業主カ其ノ事業主自身ヲ組合會
 議員ニ選定スル場合ニ於テ事業主法人ナルトキハ該法人其ノモノニ選定
 スヘキモノナルヲ以テ此ノ場合ノ議員ハ法人ノ名稱ト同一ノ名稱ノモノ
 トス

(56) 組合ノ理事ノ選舉ト刑法施行法第二十五條トノ關係——組合ノ理事ノ選
 舉ニ付テハ刑法施行法第二十五條ノ規定ニ依ル舊刑法第二編第四章第九
 節ノ規定ハ適用アルモノト思考セラル

(57) 組合ノ理事長ノ選舉ト刑法施行法第二十五條トノ關係——組合ノ理事長
 ノ選舉ニ付テハ刑法施行法第二十五條ノ規定ニ依ル舊刑法第二編第四章
 第九節ノ規定ハ適用アルモノト思考セラル

(58) 組合ニ於テ爲ス理事ノ選舉——理事ノ選舉ヲ組合會タル機關ニ於テ執行
 スルハ違法トス

(59) 組合ニ於テ爲ス理事長ノ選舉——理事長ノ選舉ヲ組合會タル機關ニ於テ
 執行スルハ違法トス

(60) 組合會計年度ノ始終期——組合會計年度ノ始期及終期ハ組合ニ於テ任意
 ニ定ムルコトヲ得サルモノトス

(61) 豫算ノ種目ノ豫算額ノ流用——同一項内ノ各種目ノ豫算額ヲ彼此流用ス
 ルハ理事限リ之ヲ爲シ得ヘキモノトス

- (62) 組合ノ出納閉鎖期限——組合ノ出納閉鎖期限ハ組合ニ於テ任意定ムルコトヲ得サルモノトス
- (63) 藥劑又ハ治療材料ノ支給範圍——藥劑ノ容器即チ藥瓶ノ如キハ藥劑又ハ治療材料ノ支給ノ範圍ニ屬スルモノトス
- (64) 處置及手術以外ノ治療ノ範圍——施行令第七十四條第一項第三號ノ「其ノ他ノ治療」トアルハ湯治ヲ含ムモノトス
- (65) 被保險者ノ移送ノ範圍——足部負傷シタル場合ニ於テ醫師ニ於テ病院ニ收容セサルヘカラサル程度ノモノニ非スト認メタルモノト雖此ノ負傷ノ爲歩行困難ニシテ毎日治療所ニ往復スルトセハ乗物ニ依ル必要アリ而モ醫師ニ於テ外科治療ノ爲据付ケアル器具機械ノ關係等ノ爲往診ヲ爲スコトヲ不都合トスル場合ノ如キハ右ノ被保險者ニ對シ移送ノ給付ヲ爲シ可然モノトス
- (66) 被保險者ノ移送ノ給付ヲ爲スヘキ場合——被保險者カ疾病又ハ負傷ノ狀態ニ依リ保險醫ノ診療所迄歩行スルコト能ハス又ハ歩行スルコト著シク困難ナルトキハ保險者ニ於テ移送ノ給付ヲ爲スヘキモノトス病院ニ收容セシムル場合ニ於テ疾病又ハ負傷ノ狀態ニ依リ病院迄歩行スルコト能ハス又ハ歩行スルコト著シク困難ナル場合亦同シ又移送ノ費用ハ療養ノ給

- (67) 付トシテ支給スヘキモノニ非スシテ療養ノ給付ノ費用トシテ支出スヘキモノトス
- (68) 移送費ノ支拂先——被保險者ノ移送ニ要シタル費用ハ當該被保險者ニ支拂フヘキモノニ非スシテ保險者ニ於テ移送ノ爲雇入レタル車夫、自動車運轉手等ニ對シ直接支拂フヘキモノトス
- (69) 被保險者カ療養ノ給付ヲ受クルニ當リ人力車等ニ任意乘リタル場合ノ費用——被保險者カ療養ノ給付ヲ受クルニ當リ保險者ヨリ移送ノ給付ヲ受ケスシテ任意ニ人力車、自動車、電車等ニ乘シ診療所ニ到リ又ハ自宅ニ歸リタルカ如キ場合ニ於テハ右ノ人力車、自動車、電車賃等ハ當該被保險者ノ負擔ニ屬スルモノトス
- (70) 轉地療養ノ場合療養地ニ於テ死亡シタル者ノ死体輸送費——轉地シテ療養ヲ爲セル者療養地ニ於テ死亡シタルトキハ之カ死体輸送費ハ保險者ニ於テ負擔スヘキモノニ非サルモノトス
- (71) 按摩、マツサージ又ハ鍼術ノ開業者ニ就キ診療ヲ受クルコトト施行令第七十七條第一項第二號ニ依ル承認——按摩、マツサージ、鍼術ノ開業者ハ醫師又ハ齒科醫師ニ非サルヲ以テ是等ノ者ニ就キ診療ヲ受クルコトヲ施行令第七十七條第一項第二號ニ依リ承認ヲ爲スハ不可然モノトス

- (71) 施行令第七十七條第一項第二號ノ醫師又ハ齒科醫師トマツサリシ術又ハ
 鍼術ノ營業者等——マツサリシ術、鍼術、灸術又ハ接骨ノ營業者ノ如キ
 ハ醫師又ハ齒科醫師ニ非サルヲ以テ施行令第七十七條第一項二號ニ規定
 スル醫師ノ中ニ包含セサルモノトス
- (72) 轉地療養ノ場合ノ費用——轉地療養ノ場合ニ於テハ宿料入浴料ノ如キハ
 療養費トシテ支給スヘキモノトス又往復ノ旅費ハ之ヲ移送ノ給付トシテ
 保險者ニ於テ負擔スヘキモノトス而シテ右ハ轉地療養ノ結果當該傷病カ
 全治セシト否トニ拘ラス又距離ノ遠近ヲ問ハサルモノトス
- (73) 接骨師等ノ宅ニ滞在シ是等ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於ケル食費ト療
 養費——被保險者緊急ノ場合ニ於テ醫師又ハ齒科醫師以外ノ者即チ接骨
 師又ハ鍼術若ハ灸術ノ營業者等ノ宅ニ滞在シ是等ノ者ノ手當ヲ受ケタル
 場合ニ於テ要シタル食費ハ保險者ニ於テ支給スル療養費ノ中ニ含マサル
 モノトス
- (74) 接骨師等ノ宅ニ滞在シ是等ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ト傷病手當金ノ額
 ——被保險者カ緊急ノ場合ニ於テ醫師又ハ齒科醫師以外ノ者即チ接骨師又
 ハ鍼術若ハ灸術ノ營業者等ノ宅ニ滞在シ是等ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合
 ノ如キハ病院ニ收容セラレタルモノニ非サルヲ以テ傷病手當金ハ之ヲ減

- (75) 額スルコトヲ得サルモノトス
- 傳染病院、精神病院、結核療養所等ニ收容セラレタル者ニ對スル療養ノ
 給付——傳染病豫防ニ依リ傳染病院、隔離病院又ハ隔離所ニ收容セラレ
 タル者精神病院法ニ依リ精神病院ニ收容セラレタル者及結核豫防法ニ依
 リ結核療養所ニ收容セラレタル者ニ付テハ其ノ療養ニ要スル費用ハ公共
 團體ニ於テ之ヲ負擔スヘキヲ以テ健康保險ニ於テハ療養ノ給付ヲ爲ササ
 ルモノナルモ右ノ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者又ハ其ノ扶
 養義務者カ當該法令ニ依リ食費若ハ藥價ヲ徵收セラレタルトキ又ハ入院
 費若ハ入所費ノ一部若ハ全部ヲ徵收セラレタルトキハ此ノ徵收セラレタ
 ル分ニ付テハ健康保險ニ於テ療養費トシテ本人ニ支給スヘキモノトス尙
 癩豫防ニ關スル法律ニ依リ癩療養所ニ收容セラレタル者ニ付テハ其ノ療
 養ニ要スル費用ハ原則トシテ公共團體ノ負擔ニ屬セサルヲ以テ右ノ費用
 ハ健康保險ニ於テ是亦療養費トシテ支給スヘキモノトス
- (76) 分娩ノ日カ豫定日ヨリ先チタル爲施行令第八十二條ノ要件ヲ缺タルニ至
 リタル場合ニ於ケル分娩前ノ出產手當金——分娩ノ日カ其ノ豫定日ヨリ
 先チタル爲分娩前被保險者タリシ期間カ施行令第八十二條ニ規定スル期
 間滿タサルコトト爲リタル場合ニ於テ既ニ支給シタル出產手當金アルト

(77)

キハ之ヲ返還セシムヘキモノトス
事業主カ被保険者ニ支拂フ報酬ヨリ控除シ得ヘキ保険料——事業主カ被
保険者ニ對シ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テ被保険者ノ負擔スヘキ保険料ヲ控
除スル場合ニ於テハ施行令第九十八條ノ場合ニ在リテハ前月分ノ保険料
同令第一百一條ノ規定ニ依リ組合ニ於テ規約ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケタル
場合ニ在リテハ其ノ規定シタル期間ノ保険料ニ限ルモノトス
保険料納付期日ノ繰上指定——毎月ノ保険料ヲ施行令第百條ニ依ル期日
ヨリ繰上ケテ納付スルコトヲ指定スルハ適法ナラサルモノトス（施行令
第百條ノ規定ニ依リテ規約ヲ以テ別段ノ期日ヲ定メタル組合ニ於テ其ノ
期日ヨリモ繰上ケテ指定スルコト亦同シ）

(78)

（施行令第百條ノ規定ニ依リテ規約ヲ以テ別段ノ期日ヲ定メタル組合ニ於テ其ノ
期日ヨリモ繰上ケテ指定スルコト亦同シ）

(79) 第三

大正十五年十月内務省令第四十九號健康保險組合臺帳閱覽ノ件ノ部
健康保險組合臺帳ニ記載ヲ要スヘキ組合
大正十五年十月内務省令第四十九號ニ依リ健康保險署ニ備フヘキ組合臺
帳ニハ健康保險組合ノミナラス從タル事務所ヲ有スル健康保險組合ヲモ
記載スヘキモノトス

(80) 第四

健康保險組合規約例ノ部
規約例第十三條第四ノ「何人」ノ意義

(81)

規約例第十三號第四號ノ「何人」トアルハ人數ヲ謂フ義ニ非スシテ何某ノ
意トス即チ此ノ文字ハ「ナニビト」ト讀ムヘキモノトス

(82)

被選舉人ノ氏ノミヲ記載シタル投票ノ効力
被選舉人中ニ甲ノ氏ヲ名乗ル者ハ當該選舉ニ於テ一人ノミナル場合ニ在
リテハ單ニ氏即チ甲トノミ記載シタル投票ハ被選舉人ノ何某ナルカヲ確
認シ得ルモノナルヲ以テ該投票ハ有効ナルモノトス

(83)

「君ヲ推薦ス」ナル不必要ノ文字ヲ記載シタル投票ノ効力
「甲君ヲ推薦ス」ト記載シタル投票ニ在リテハ「君ヲ推薦ス」ノ部分ハ普通
ノ場合ニ於テハ敬稱ノ類ニ包含セラル、ヲ以テ該投票ハ有効ナルモノトス
選舉立會人ノ投票ノ効力決定權
開票シタル投票ニ付有効又ハ無効ヲ決定スルハ選舉立會人ノ權限ニ屬ス
ルモノトス但シ決定ニ當リ選舉立會人ノ可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ
決スルモノトス

(84)

第五 政府ノ管掌スル健康保險被保險者ノ診療ニ關シ政府ト日本醫師會トノ
間ニ大正十五年十一月四日締結シタル契約書ノ部
第二十六條ノ「四里以内」ノ意義
第二十六條第一項ノ「四里以内」トアルハ片道四里以内ノ意トス

第七章 便覽

第一 認可事項

- (1) 工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受ケザル事業ニ従事スル者ヲ包括シテ被保険者ト爲ス場合 法一四ノ一 則一三
- (2) 工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受ケザル事業ニ従事スル者ノ包括被保険者ノ資格ヲ喪失セムトスル場合 法一九ノ一 則一四
- (3) 健康保険組合ヲ設立セムトスル場合 法二九ノ一 則二四
- (4) 常時五百人以上ヲ使用スル事業主健康保険組合ノ設立ヲ命セラレタル場合 法三二ノ一 則二五
- (5) 健康保険組合規約ヲ變更シタル場合 法三六ノ一 則二六
- (6) 組合設立初年度ノ保険料率及收入支出ノ豫算 令一四
- (7) 毎會計年度收入支出ノ豫算 令四五 則三四
- (8) 保険料率ヲ變更シタル場合 令四九 則三五
- (9) 準備金ノ管理方法 令五一
- (10) 一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度ニツキ 令五三ノ三
- (11) 組合債ヲ起シ、起債方法、利率若ハ償還ノ方法又ハ其ノ變更ノ場合

- (12) 組合ノ重要財産ノ處分ニツキ 令五四
 - (13) 組合ノ合併又ハ分割ヲ爲サムトスルトキ 令五五
 - (14) 合併ニ因リ成立スル組合ノ規約、保険料率及初年度ノ收入支出豫算 令五六
 - (15) 分割ニ因リ成立スル組合ノ規約、保険料率及初年度ノ收入支出ノ豫算 令五九
 - (16) 組合ノ合併、分割ニヨル権利義務ノ承継ノ場合 令六一
 - (17) 組合ヲ解散セムトスルトキ 令六四
- #### 第二 認定事項
- (1) 組合ノ決算 則三六ノ一
- #### 第三 承認事項
- (1) 法令ノ規定ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受クヘキ事項ニツキ政府カ事業主ナル場合 令六
 - (2) 他ノ保険醫ノ診療ヲ求ムルトキ 則四九ノ一
- #### 第四 届出事項
- (1) 保険者同時ニ二以上アルトキ又ハ工場若ハ事業場ノ所在地健康

- (1) 保險署ノ管轄區ヲ異ニスル場合ハ工務局ハ事業家ノ則三
- (2) 報酬日額算定基礎ヲ届出ツルコト 則三
- (3) 報酬ニ著シキ増減アルトキ 則四
- (4) 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキ 則一〇
- (5) 被保險者ノ資格喪失シタル者アルトキ 則一〇
- (6) 被保險者ニシテ資格ヲ喪失スルモ申請ニ依リ引續キ被保險者トナル場合 則一一
- (7) 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルハトキ 則一二
- (8) 法第六十二條第一項ニ該當シ又ハ該當セザルニ至リタルトキ 則一七
- (9) 事業主ニ變更アリタルトキ 則一八
- (10) 工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ 則一九
- (11) 事業ノ名稱、種類、事業主ノ氏名又ハ住所工場又ハ事業場ノ名稱ノ所在地又ハ種類、被保險者ノ氏名又ハ業務ノ種別 則二〇
- (12) 法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキ 則二一
- (13) 被保險者證ノ滅失若ハ毀損シタルトキ 則二三ノ二

- (15)(14) 被保險者常時ナキニ至リタル爲組合解散シタルトキ 則二九
- (16)(17)(18)(19) 組合合併又ハ分割シタル場合ノ事務引繼ヲ完了シタルトキ 則三一
- (16)(17)(18)(19) 組合ノ解散又ハ組合設立アル事業ヲ削除シタル場合 則三二
- (16)(17)(18)(19) 決算及事業報告 則三六ノ二 則三九
- (16)(17)(18)(19) 議員又ハ理事就職シタルトキ 則四四ノ一
- (16)(17)(18)(19) 議員又ハ理事退職若ハ死亡シタルトキ又ハ理事長就職、退職若ハ死亡シタル件 則四四ノ二
- 第五 申請事項
 - (1) 法第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者引續キ被保險者トナル場合 法二〇 則一五
 - (2) 療養費ノ支給ヲ受クル場合 法四四
 - (3) 法第四十七條ノ規定ニ該當スルトキ療養ノ給付ヲ受ケムトスル場合 法四八ノ一ノ二號
- 第六 報告事項
 - (1) 毎月事業報告 則四〇
 - (2) 組合員ノ權利義務ニ關スル規定ヲ定メ又ハ改廢シタルトキ 則四〇

- (3) 承認ヲ經スシテ他ノ保險醫ノ診療ヲ求メタルトキ 則四九ノ二
- (4) 組合ニ於テ健康保險法施行令第八十八條第一項ノ決定ヲナシタルトキ 則七〇ノ一ノ二

第七 公示事項 令一六

第八 公告事項 則三八

第九 備付事項 則七

(1) 保險料ノ控除ニ關スル計算書 則八

(2) 保險ニ關スル書類ノ保存期間 則四二

(3) 被保險者臺帳、歳入簿、歳出簿及現金出納簿 則四三

第十 周知セシムル事項 則四三

第四編 工場及附屬建設物法令

第一章 工場附屬寄宿舎規則 (昭和二年四月六日 内務省令第二十六號)

参照
(昭和四年七月一日ヨリ施行)

- 第一條 本令ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ附屬スル寄宿舎ニ之ヲ適用ス
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル作業場アルトキハ保安上又ハ衛生上ノ害ヲ避クル爲寄宿舎ノ寢室ハ之ト別建物ト爲スヘシ但シ除害豫防又ハ避難ノ設備アル場合ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ別建物ト爲スコトヲ要セス
 - 一 爆發性、發火性若ハ引火性料品又ハ多量ノ易燃性料品ヲ取扱フ作業場
 - 二 窯爐ヲ使用スル作業場
 - 三 瓦斯蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル作業場
- 地方長官前項ノ寢室ニシテ保安上危険ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナリト認ムルトキハ除害、豫防又ハ避難ノ設備ヲ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得
- 第三條 寢室、建物ノ三階以上ニ之ヲ設クルコトヲ得ス但シ建物ノ外壁、床、屋根階段及柱、市街地建築物法施行規則ニ依リて耐火構造ト爲シ

(本年八月三十一日迄ニ許)

(昭和三年七月一日ヨリ施行)

タル場合又ハ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(本年八月卅一日迄ニ許可申請)

第四條 寄宿舎ノ廊下ヨリ屋外ニ通スル出入口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸ト爲スヘシ
寄宿舎ハ何時ニテモ容易ニ外部ニ避難シ得ル様ニ爲シ置クコトヲ要ス

(昭和五年七月一日ヨリ施行)

第五條 寢室、食堂、病室其ノ他職工(徒弟ヲ含ム)以下之ニ同シノ居住ノ用ニ供スル室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(昭和四年七月一日ヨリ施行)

第六條 寢室及病室ニハ屋根小屋組ヲ露出セサル様天井ヲ設クヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ防鼠ノ爲屋根小屋組ヲ露出シタルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第七條 寢室及病室ノ外窓ニハ少クとも雨戸及障子ヲ設ケ又ハ硝子戸及窓掛ヲ設クヘシ寢室及病室ト廊下トノ間ニ戸、障子、壁ノ類ノ設ケナキ場合ニ於テ其ノ廊下ノ外窓ニ付亦同シ
寢室及病室ト廊下トノ間ニ紙障子ノミヲ設ケタル場合ニ於テハ其ノ廊下ノ外窓ニ雨戸又ハ硝子戸ヲ設クヘシ

(同)

第八條 食堂及炊事場ノ床ハ土間(石敷又ハ三和土叩ノ類ヲ含マス)ト爲スコ

(昭和五年七月一日ヨリ施行)

トヲ得ス
第九條 寢室ハ收容人員一人ニ付室面積(押入及床ノ間ヲ除ク)〇、七五坪ヲ下ルコトヲ得ス但シ臨時必要アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(同)

第十條 寢室ノ收容人員ハ一室ニ付十六人ヲ超ユルコトヲ得ス但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ構造上間仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
寢室ニハ之ニ收容スル者ノ氏名及定員ヲ入口ニ掲クヘシ

(同)

第十一條 交替就業ノ爲就眠時間ヲ異ニスル二組以上ノ寄宿職工ヲ同一ノ寢室ニ收容スルコトヲ得ス但シ十六歳未満ノ者及女子ヲ收容セサルモノニシテ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

(昭和四年七月一日ヨリ施行)

第十二條 寄宿舎ニハ職工毎ニ専用セシムル爲必要ナル寢具ヲ備付クヘシ
寢具ハ少クとも其ノ襟部ヲ白布ニテ被包シ且敷布ヲ備フヘシ
寢具ハ常ニ清潔ニ保チ時々之ヲ日光ニ曝シ且其ノ白布及敷布ハ時々之ヲ洗濯スヘシ

第十三條 食堂ニハ職工ヲシテ坐食ヲ爲サシムル場合ヲ除クノ外必要ナル腰掛又ハ椅子ヲ備付クヘシ

第十四條 寄宿舎ニ於テ使用スル食器ハ常ニ清潔ニ保チ時々消毒スヘシ
第十五條 寄宿舎ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用
スルコトヲ得ス

第十六條 寄宿舎ニ收容スル職工及寄宿舎ニ使用スル者ニ對シテハ少クトモ
一年二回健康診断ヲ施行スヘシ

前項ノ健康診断ニ關スル記録ハ其ノ施行後三年間之ヲ保存スヘシ

第十七條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス

寄宿舎ニ於テハ唾壺以外ニ唾痰ヲ略出スルコトヲ得ス

第十八條 寄宿舎ニ於テハ共用手拭ヲ備フルコトヲ得ス

「トラホーム」患者ノ使用スル洗面器ハ之ヲ健康者ニ使用セシムルコトヲ得ス

手洗水ハ流出裝置トナスヘシ

第十九條 工場法施行規則第八條第一項第二號乃至第五號（流行性腦脊髄膜

炎ヲ除ク）ノ患者ノ使用シタル寢具其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルニ非サレ

ハ他ノ者ヲシテ使用セシムルコトヲ得ス第二號ノ患者ノ使用シタル寢室ニ

付亦同シ

前項及第十七條第二項ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ傳染病豫防法施行規則第

五章ノ規定ニ依ルヘシ但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニハ塩酸加石炭酸水

（防疫用石炭酸五分鹽酸一分水九十四分）ヲ使用スヘシ

第二十條 寄宿舎ニハ之ニ收容スル職工ノ數ニ應ジ適當且十分ナル便所及洗

面裝置ヲ設クヘシ

地方長官前項ノ便所又ハ洗面裝置不適當又ハ不十分ト認メタルトキハ期間

ヲ定メ變更又ハ増設ヲ命スルコトヲ得

第二十一條 寄宿舎ノ管理ニ關シ規程ヲ設ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長

官ニ届出ツヘシ

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條 本令並寄宿舎ノ管理ニ關スル規程ハ之ヲ見易キ場所ニ揭示スヘ

シ

第二十三條 本令第二條、第三條、第四條第一項、第五條、第六條、第八條

第十條、第十一條及第十六條ノ規定ハ常時十人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿

舎ニ之ヲ適用セス

附 則

本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條及第十三條ノ規定ハ本令施行後一年間第二條第七條第八條及第十二

條ノ規定ハ本令施行後二年間第六條及第九條乃至第十一條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用セス
 第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ本令施行ノ日ヨリ二月以内ニ之ヲ爲スヘシ

第二章 工場附屬寄宿舍規則施行細則

(昭和二年七月十四日)
 (長野縣令第四十號)

- 第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ工場附屬寄宿舍規則ヲ謂フ
- 第二條 工業主工場ニ附屬スル寄宿舍ノ新築、改築又ハ増築ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ一部ノ改築又ハ増築ヲ爲サムトスルトキハ關係事項ノ外省略スルコトヲ得
- 一 住所、氏名(法人ニ在リテハ其名稱、主タル事務所ノ所在地、代表者ノ氏名)
 - 二 工場所在地及工場名
 - 三 業務ノ種類
 - 四 寄宿舍ノ位置
 - 五 各室ノ疊數及其ノ定員

- 六 天井ノ高及構造
- 七 外窓ノ設備構造
- 八 食堂ノ設備構造並炊事場ノ床ノ構造
- 九 洗面所、便所ノ位置箇數及設備構造
- 十 浴場ノ位置及設備構造
- 十一 病室ノ位置及設備構造
- 十二 防火及避難設備ノ構造
- 十三 竣工豫定期日
- 十四 設計仕様書
- 十五 設計圖
- 十六 平面圖及小屋伏圖(縮尺百分ノ一)
- 十七 断面圖(縮尺百分ノ一)
- 十八 姿圖(正面及側面圖)(縮尺百分ノ一)
- 十九 敷地内建物ノ豫定配置圖(縮尺三百分ノ一)トシ各建物相互間ノ距離及方位ヲ記入スルコト)
- 二十 第七條但書ノ規定ニ依ル場合ハ寄宿舍ノ周圍百二十間以内ニ於ケル第七條ニ該當スル建物トノ距離ヲ記入シタル地形圖(縮尺六百分ノ一)

並支障ナシト認メラルル事由又ハ除害豫防若ハ避難ノ設備ニ
 十八 他人所有ノ土地ニ建設セムトスルトキハ所有者ノ承諾書又ハ其ノ土
 地ノ使用權ヲ證シ得ヘキ書類若之ヲ得ルコト能ハサルトキハ其事由
 既設建物ヲ寄宿舍ニ變更セムトスルトキハ前項第一號乃至第十二號、第十
 六號、第十七號ノ事項ヲ具シ平面圖及委圖（正面及側面圖）ヲ添付ノ上知
 事ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 工業主規則第二條第一項但書各號ニ該當スル作業場ト同一建物ニ寢
 室ヲ設ケムトスル場合ハ前條ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ具シ知事ノ許
 可ヲ受クヘシ

一 寢室ヲ別建物ト爲シ能ハサル事由
 二 除害ノ豫防又ハ避難設備ノ構造

第四條 工業主工場ニ附屬スル寄宿舍ノ移轉若ハ大修繕ヲ爲サムトスルトキ

- ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 工場所在地及工場名
- 二 業務ノ種類
- 三 寄宿舍ノ位置
- 四 竣工豫定期日

五 設計書類

イ 仕様書

ロ 平面圖（縮尺百分ノ一）

六 第二條第一項第十六號第十七號ノ圖面並第十八號ノ書類（大修繕ノ場
 合ハ之ヲ除ク）

第五條 工業主第二條乃至第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル後其ノ一部ヲ
 變更セムトスルトキハ關係事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 工業主ハ第二條乃至第五條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル寄宿舍竣工
 シタル時ハ知事ニ届出テ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條 寄宿舍ハ規則第二條第一項各號ノ作業場其ノ他保安上危害ヲ生シ又
 ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アル建物ヨリ百二十間以上ノ距離ヲ保
 有スルニ非サレハ之ヲ設クルコトヲ得ス但シ土地ノ狀況ニヨリ支障ナシト
 認ムル場合又ハ必要ナル除害ノ豫防若ハ避難ノ設備ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ
 在ラズ

第八條 工業主規則第三條但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ
 事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

- 一 工場所在地及工場名

- 二 業務ノ種類
 - 三 寄宿舎ノ位置
 - 四 各寢室ノ疊敷及收容人員
 - 五 防火及避難設備ノ構造
 - 六 寄宿舎各階ノ平面圖(縮尺百分ノ一)各室ノ面積、各室ノ使用目的
 - 七 三階建以上ノ寄宿舎寢室ヲ廢止スヘキ豫定期日
- 第九條 工業主規則第五條但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ
- 一 工場所在地及工場名
 - 二 業務ノ種類
 - 三 寄宿舎ノ位置
 - 四 天井ノ高
 - 五 七尺以上ト爲スコト能ハサル事由
 - 六 既設ノ天井ニツキ許可ヲ受ケムトスル場合ハ許可ヲ受ケムトスル各室ノ位置ヲ示シタル平面圖(縮尺百分ノ一)
 - 七 新ニ天井ヲ設ケムトスル場合ハ仕様書並各室ノ平面圖及小屋伏圖(縮尺百分ノ一)

八 竣工豫定期日

第十條 工業主規則第六條但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ

- 事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ
 - 一 工場所在地及工場名
 - 二 業務ノ種類
 - 三 寄宿舎ノ位置
 - 四 屋根裏ノ設備
 - 五 許可ヲ受ケムトスル各室ノ位置ヲ示シタル平面圖(縮尺百分ノ一)
- 第十一條 工業主規則第九條但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ
- 一 工場所在地及工場名
 - 二 業務ノ種類
 - 三 寄宿舎ノ位置
 - 四 臨時必要ナル事由
 - 五 許可ヲ受ケムトスル期間(自何月何日 至何月何日)
 - 六 各寢室ノ定員並新ニ各寢室ニ増加スヘキ豫定人員
 - 七 各寢室ノ面積(疊敷)ヲ示シタル平面圖(縮尺百分ノ一)

(本年九月十日迄ニ許可申請)

第十二條 工業主規則第十條第二項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスルト

キハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

- 一 工場所在地及工場名
 - 二 業務ノ種類
 - 三 寄宿舎ノ位置
 - 四 許可ヲ受ケムトスル各寢室ノ面積(疊數)及各寢室ノ豫定收容人員
 - 五 間仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスル事由
 - 六 許可ヲ受ケムトスル各寢室ノ位置、方位及面積ヲ示シタル平面圖(縮尺百分ノ一)
- 第十三條 工業主規則第十條但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ
- 一 工場所在地及工場名
 - 二 業務ノ種類
 - 三 寄宿舎ノ位置
 - 四 寢室ヲ共用セシムル事由
 - 五 各寢室ノ組數及各組ノ人員並各組ノ交替時間
 - 六 許可ヲ受ケムトスル各寢室ノ面積(疊數)

(昭和三年一月十四日施行)

第十四條 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工業主ハ毎日一回以上食器ヲ煮沸

又ハ蒸汽消毒スヘシ

第十五條 工業主ハ規則第十六條第一項ノ規定ニ依ル健康診断ヲ第一回ハ二

月三月ノ間ニ第二回ハ八月九月ノ間ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ器械生絲製造

工場ニ在リテハ第一回ノ健康診断ハ入場時ニ於テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ但書ノ場合ヲ除ク外健康診断ノ施行日ハ二週間前ニ様式第一號ノ定

ムル所ニ依リ知事ニ届出ツヘシ

健康診断ノ結果ハ施行後一箇月以内ニ様式第二號ノ定ムル所ニ依リ知事ニ

届出ツヘシ

第十六條 寄宿舎ノ構造並設備ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

一 床下ノ高ハ一尺五寸以上ト爲スコト但シ床下ニ「コンクリート」漆喰

六其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタル場合又ハ現存寄宿舎ニ在リテハ此ノ

限ニ在ラス

二 寢室ノ奥行ハ四間ヲ超エサルコト但シ現存寢室又ハ規則第十條但書ノ

規定ニ依ル許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 寢室ノ區劃ハ壁ト爲スコト但シ現存寄宿舎ニ在リテハ見透シ得サル板

四張又ハ閉閉シ得サル装置アル板戸若ハ襖ト爲スコトヲ得

(昭和四年七月十四日施行)

(昭和三年一月十四日施行)

(昭和三年七月十四日施行)

(昭和三年一月十四日施行)

(昭和三年一月十四日施行)

四 寢室ト廊下トノ間ニハ適當ナル仕切ヲ設ケ廊下ノ外側ニハ硝子戸、雨戸又ハ壁ヲ設タルコト
五 寢室ニハ其ノ室面積ノ五分一以上ノ有効面積ヲ有スル窓又ハ之ニ代ルニハ採光面ヲ設タルコト但シ既設ノモノニ在リテハ室面積ノ八分の一迄ニ減スルコトヲ得

六 寢室ノ夜間照明ハ曇一灯ニツキ二燭光以上ノ割合ト爲スコト
七 寢室ニハ床ノ間並ニ必要ナル押入ヲ設タルコト但シ既設ノモノニ在リテハ床ノ間ヲ設ケス且押入ニ代ヘ夜具棚ヲ設タルコトヲ得

八 寢室ニハ冬季電気、蒸汽、温湯等ヲ以テ適當ナル保温設備ヲ爲スコト
九 寢室ニハ夏季蚊帳ノ設備ヲ爲スコト
十 修養室並ニ娛樂室ノ設備ヲ爲スコト但シ收容職工百人未滿ノ場合ハ修養室ト娛樂室トヲ兼用シ五十人未滿ノ場合ハ之ヲ設ケサルコトヲ得

十一 五十人以上ノ女工ヲ收容スル場合ハ結髪室ヲ設ケ相當箇數ノ鏡及鏡臺ヲ備フルコト
十二 廊下並便所ニハ適當ナル夜間照明ヲ爲スコト
十三 洗濯場ヲ設ケ相當箇數ノ必要ナル洗濯用器ヲ備ヘ水(冬季ハ温湯)ノ供給設備ヲ爲スコト

(同)

(昭和三年七月十四日施行)

(昭和四年七月十四日施行)

十四 物干場ヲ設ケ必要ナル設備ヲ爲スコト
十五 寄宿舎ニハ中廊下ヲ設タルコトヲ得ス但シ既設ノモノニシテ已ムヲ得サル場合ハ此ノ限ニ在ラス
十六 廊下ノ幅ハ六尺以上ト爲スヘシ但シ既設ノモノニ在リテハ四尺迄、各階ニツキ收容人員三十人未滿ノ場合ニ在リテハ三尺迄ニ減スルコトヲ得

第十七條 寄宿舎ノ階段ハ左ノ標準ニ依ルヘシ但シ箇數及幅ニツキテハ建物ノ構造其ノ他ノ事情ニヨリ之ヲ減スルコトヲ得
一 少ナクトモ收容人員百人又ハ其ノ端數毎ニ一箇ト爲スコト
二 幅ハ廊下ノ幅ヨリ狭カラサルコト
三 蹴込板ヲ附シ踏面ハ粗面トシ出端ヲ除キ七寸以上、蹴上ハ六寸以内トシ直十二尺ヲ超ユル場合ハ高十二尺以内毎ニ踊場ヲ設タルコト

第十八條 寢室ハ相當ナル間隔ヲ置キ又ハ完全ナル區劃ヲ設ケ男女別ト爲スヘシ
夫婦又ハ子女ト同宿セシムル者ニハ各別ニ區劃セラレタル三坪以上ノ寢室ヲ給與スヘシ但シ既設ノモノニツキテハ此ノ限ニ在ラス

(昭和三年七月十四日ヨリ施行)

第十九條 規則第二十條第一項ノ規定ニ依ル洗面所ハ流出装置ト爲シ人員十五人ニ對シ一箇以上ノ割合ニ設ケ水(冬季ハ温湯)ノ供給設備ヲ爲スヘシ但シ五百人ヲ超ユル場合ハ其ノ超過人員二十人ニ對シ一箇ノ割合ト爲スコトヲ得

(昭和三年七月十四日ヨリ施行)

第二十條 規則第二十條第一項ノ規定ニ依ル便所ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

- 一 食堂、炊事場、井戸トハ衛生上支障ナキ距離ヲ保有シ且ツ充分ナル區劃ヲ爲スコト
 - 二 男女別ト爲シ男女各二十人ニツキ一箇ノ割合ニ設クルコト但シ五百人ヲ超ユル場合ハ其超過人員二十五人ニ對シ一箇ノ割合ト爲スコトヲ得
 - 三 糞尿溜及其周圍ハ木材以外ノ不透透質物ヲ以テ作ルコト
 - 四 糞尿溜ハ外部ヨリ見エサル様設備ヲ爲スコト
 - 五 陶器製ノ「ハジキ」止アル便器ノ設備ヲ爲スコト
 - 六 臭氣拔其ノ他ノ防臭設備ヲ爲スコト
 - 七 採光ヲ適當ニスルコト
- 第二十一條 寄宿舎ニハ浴場ヲ設クヘシ但シ特別ノ事情ニ依リ附近ノ浴場ヲ利用スルモノハ此ノ限ニ在ラス
浴場ノ構造及設備ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

(昭和三年七月十四日ヨリ施行)

(昭和三年七月十四日ヨリ施行)

- 一 男女別ト爲シ境界ハ互ニ見透シ及交通シ得サル設備ヲ爲スコト但シ常時百人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿舎ニ在リテハ時間又ハ日割ノ方法ニ依リ共用スルコトヲ得
 - 二 外部ヨリ見透シ得サル設備ヲ爲スコト
 - 三 脱衣場ニハ適當ナル脱衣棚又ハ其ノ他ノ設備ヲ爲スコト
 - 四 脱衣場ト流シ場トノ間ハ床上六尺迄ノ部分ハ硝子戸ヲ以テ其ノ上部ハ壁又ハ板ヲ以テ區劃ヲ爲スコト但シ常時五十人未滿ノ職工ヲ使用スルモノニシテ浴場ノ構造上已ムヲ得サルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 五 流出装置アル上リ湯(掛湯)及上リ水(掛水)ノ設備ヲ爲スコト
 - 六 一回入浴シ得ル人数ノ半數以上ニ相當スル洗桶ノ設備ヲ爲スコト
 - 七 流シ場ニハ湯氣抜キヲ設クルコト
 - 八 明リ窓ヲ設ケ夜間適當ナル照明ヲ爲スコト
- 第二十二條 寄宿舎ニハ出入口ノ外容易ニ屋外安全ナル場所ニ避難シ得ヘキ但シ收容人員百人未滿ノ建物ニ在リテハ之ヲ一箇所ト爲スコトヲ得
- 一 避難出口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸ト爲シ必要ニ應シ何時ニテモ避難シ得ル様爲シ置クコト

- 二 避難川口間ノ距離ハ百五十尺ヲ超ユルコトヲ得サルコト
 - 三 避難出口及避難通路ノ幅ハ六尺以上、避難口及避難通路ニ設ケタル屋根、天井等ノ高ハ六尺以上ト爲スコト但シ收容人員三十人未滿ノ建物ニ在リテハ幅ヲ三尺迄ニ減スルコトヲ得
 - 四 避難通路ハ各階ヨリ直チニ地上ニ達スル傾斜角度三十度以内ノ斜面ト爲シ其ノ幅ハ避難口ノ幅ヨリ狭カラサルコト但シ斜面ニ代ヘ階段ト爲スコトヲ得
 - 五 斜面ノ外側ニハ高二尺五寸以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設ケタルコト
 - 六 避難出口ニハ何人ニモ容易ニ其ノ所在ヲ發見シ得ヘキ適當ナル標示ヲ爲スコト
 - 七 避難通路タル階段ノ構造設備ハ第十七條ニ依ル階段ノ規定ニ準スルコト
- 第二十三條 工業主ハ寄宿舎ノ衛生保持ノ爲左ノ事項ヲ遵守スヘシ
- 一 敷布ハ白布ヲ用フルコト
 - 二 炊事ニ従事スル者ニハ清潔ナル白衣ヲ着用セシムルコト
 - 三 寢具ハ毎年一回以上之ヲ洗濯スルコト
 - 四 襟布及敷布ハ毎月一回以上洗濯シ寢具ハ毎月二回以上直射日光ニ曝露スルコト

(昭和三年七月十四日ヨリ施行)

- 五 寢具ハ之ヲ直射日光ニ曝露シ且襟布及敷布ハ之ヲ洗濯スルニ非サレハ他ノ者ヲシテ使用セシメサルコト
 - 六 規則第十七條第一項ノ規定ニ依ル睡床ハ各室ニ一箇宛ノ割合ヲ以テ廊下其ノ他適當ナル場所ニ備付タルコト
 - 七 寄宿舎ハ毎日掃除ヲ勵行シ必要ナル場合ハ適當ナル消毒ヲ爲スコト
- 第二十四條 工業主職工ノ外出其ノ他ノ自由ニ關シ制限ヲ設ケタル場合ハ規則第二十一條第一項ノ管理規程ヲ設クヘシ
- 規則第二十二條ノ揭示ハ寄宿舎ノ修養室又ハ食堂内ノ見易キ場所ニ之ヲ爲スヘシ
- 第二十五條 工業主ハ寄宿舎ニ適當ナル舎監ヲ置キ履歷書添付ノ上知事ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ男女各百人未滿ヲ收容スル寄宿舎ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 女工寄宿舎ニ在リテハ前項ノ舎監ハ之ヲ女子ト爲スヘシ
- 第一項ノ舎監ニシテ不適當ナリト認メタルトキハ之カ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條 工業主ハ寄宿舎ノ管理ニ關シ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

(昭和三年七月十四日ヨリ施行)

(昭和三年七月十四日ヨリ施行)

二十女工寄宿舎ニハ寄宿舎係員ノ外正當ノ事由ナクシテ出入セシメサルコト
二 職工ノ意思ニ反シテ其ノ所持品ノ保管ヲ爲ササルコト
三 正當ノ事由ナクシテ面會ヲ妨ケ職工ノ意思ニ反シテ之ニ立會ヲ爲シ又
ハ爲サシメサルコト

第二十七條 工業主ハ寄宿舎ニ適當ナル消火設備ヲ爲シ職工其ノ他ノ者ヲシ
テ其ノ使用方法ヲ習熟セシメ置クヘシ
第二十八條 工業主ハ寄宿舎ニ寢室、食堂、炊事場及作業場ト相當ナル間隔
ヲ有シ又ハ十分ニ區劃セラレタル場所ニ病室ヲ設ケ休養ヲ要スル傷病者ヲ
之ニ收容スヘシ但シ常時五十人未滿ヲ收容スル寄宿舎ニ在リテハ寢室ノ一
部ヲ區劃シテ之ニ充ツルコトヲ得

常時百人以上ノ職工ヲ收容スル寄宿舎ニ在リテハ前項ノ外特別病室ヲ設ケ
急性熱性傳染病ノ疑アル者及隔離ヲ必要トスル重大ナル疾患ニ罹レル者ハ
直チニ之ヲ收容スヘシ但シ他ノ法令ノ規定ニ依リ隔離セラルル場合ハ此ノ
限ニ在ラス

第二十九條 前條第二項ノ特別病室ニハ専用ノ洗面所便所及浴場ヲ設クヘシ
第三十條 病室並其ノ専用洗面所及便所ノ構造設備ハ第十六條乃至第二十條
ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 第十四條乃至第三十條、第三十二條、第三十三條及附則第二項
ノ規定ハ之ヲ寄宿舎ノ修養室又ハ食堂内ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第三十二條 寄宿舎ニ使用スル飲料水、食器洗滌水若ハ洗面水ノ水質不良ナ
ルカ又ハ導水装置、貯水装置其ノ他設備不完全ナリト認ムルトキハ必要ナ
ル措置ヲ命シ又ハ當該用水ノ使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

第三十三條 規則第二條第二項及第二十條第二項並前條ノ外寄宿舎カ危害ヲ
生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害
ノ爲必要ナル措置ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ
使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十四條 本令ニ依ル願届書類ハ正副二通ヲ作成シ所轄警察署ヲ經由スヘ
シ
附則 規則施行細則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第十四條第十六條第三號第五號第七號第十一號乃至第十四號ニ關スル規定
ハ本令施行後六箇月間、第十六條第十號第十六號、第十九條、第二十條、第
二十一條、第二十二條、第二十五條、第二十八條及第二十九條ニ關スル規定
ハ本令施行後三箇年間、第十六條第四號、第十七條ニ關スル規定ハ本令施行

後二箇年間に適用セス
 第十二條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ本令施行ノ日ヨリ二箇月以内ニ之ヲ爲ス
 ヘシ
 大正五年長野縣令第三十二號職工寄宿舎ノ建築ニ關スル規則ハ之ヲ廢止ス
 様式第一號

職工健康診断施行届

工場附屬寄宿舎規則施行細則第十五條第二項ニ依リ左記ノ通及御届候也

年 月 日
 工場名
 市 郡 町 村 番地
 工業主又ハ工場管理人 氏 名 印
 長野縣知事 殿

健康診断 施行日	同上 行場所	檢診醫氏名	豫定受診職工數	
			男	女
				計

様式第二號

職工健康診断届

工場附屬寄宿舎規則施行細則第十五條第三項ニ依リ職工健康診断ノ結果左記ノ通及御届候也

年 月 日

縣 市 郡 町 村 番地

工場名

工業主又ハ工場管理人 氏 名 印

長野縣知事 殿

健康診断施行
期日又ハ期間

檢診醫氏名印

身長	病傷者		質	体	健康者	受診職工數	現在職工數	
	傷者	病者					通勤	寄宿
胸圍	男	女	薄弱	普通	強壯	人	男	女
體重	男	女						
體質								
病名								
治療ノ方	人	人	人	人	人	人	人	人
府縣名	病者		男	男	男	男	男	男
業務性	人		女	女	女	女	女	女
年齢氏名	傷者		女	女	女	女	女	女
	人		人	人	人	人	人	人

記載心得

- 一 診断醫師二名以上ナルトキハ連名記載スヘシ
- 二 入場時以外ノ健康診断ハ一ヶ月以内ニ全員ヲ終了スヘシ
- 三 「年齢」欄ニハ例ヘハ滿十五才以上滿十六才未滿ナルトキハ十六才ト記載スヘシ
- 四 「治療方法」欄ニハ就業治療、附屬病室休養、自宅通院又ハ入院治療等ノ區別ニ依リ記載スヘシ

第三章 工場附屬寄宿舍規則並同施行細則取

扱手續 (昭和二年八月一日 長野縣訓令第四五號)

第一條 工場附屬寄宿舍規則(以下單ニ規則ト稱ス)並同施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)ニ依ル願書ヲ受理シタルトキハ所定事項ヲ具備スルヤ否其ノ記載事項事實ト相違ナキヤ否(願書記載ノ事由等許否決定上主要ナル事項ニツキテハ特ニ詳細)ヲ調査シ意見ヲ具シ遲滯ナク進達スヘシ

規則並細則ニ依ル願書ヲ受理シタルトキハ所定ノ事項ヲ具備スルヤ否其ノ記載事項事實ト相違ナキヤ否ヲ調査シ特ニ意見アルモノハ之ヲ具シ遲滯ナク進達スヘシ

第二條 細則第六條ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ實地検査ヲ爲シ意見ヲ具

シ遅滞ナク進達スヘシ

第三條 規則第二條第二項及第二十條第二項並細則第三十二條及第三十三條ノ規定ニ依リ處分ノ必要アリト認めタル場合ハ其ノ事實ヲ詳細ニ記載シ意

見ヲ具シ上申スヘシ

第四條 細則ニ依リ提出シタル願届書類中副本ハ其ノ署ニ保存スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四章 工場及附屬建設物取締規則

(大正五年十月廿五日)
長野縣令第二十五號

第一條 本則ニ於テ工場ト稱スルハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ヲ謂フ

第二條 本則ニ於テ職工ト稱スルハ徒弟ヲ含ム

第三條 本則ニ於テ寢室ト稱スルハ寄宿舎職工ノ寢室ヲ謂フ

第四條 本則ニ於テ臥床ト稱スルハ寄宿職工ノ使用ニ充ツル一組ノ敷蒲團及

掛蒲團ヲ謂フ

第五條 寢室ハ男女ニ依リテ區別シ完全ナル區劃ヲ設クヘシ但シ夫婦同宿シ

又ハ乳兒ヲ同宿セシムル職工ニハ各別ニ區劃セラレタル寢室ヲ給與スヘシ
第六條 寢室ノ收容人員ハ寢室内ノ廊下ヲ除キ平均一坪半ニ付二人ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條 寢室ニハ其ノ收容セル職工ノ氏名ヲ其ノ入口ニ揭示スヘシ

第八條 工場及寄宿舎ノ保温裝置ハ安全ニシテ無害ナルモノヲ使用スヘシ

職工ノ就眠時ニ於ケル寢室ノ保温ニハ爐火ヲ使用スルコトヲ得ス

第九條 工場及寄宿舎ニ於テハ硝子製ノ油壺ヲ有シ又ハ油煙止ヲ有セサル洋

燈ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條 工場及寄宿舎ニ於テハ出入口ノ外容易ニ室外安全ナル場合ニ避難シ得ヘキ個所ヲ撰ヒ左ノ標準ニ依リ層階毎ニ非常口其ノ他ノ避難裝置ヲ設ク

ヘシ

一 非常口ハ高サ内法五尺八寸以上、幅内法五尺以上ナルコト但シ平均二

十坪以下ノ建物ニアリテハ非常口ノ幅ヲ内法三尺迄ニ減スルコトヲ得

二 非常口ノ扉ニ内部ヨリ容易ニ開キ又ハ打破シ得ヘキ方法ニ依ルコト

三 非常口ハ平均五十坪以下ノ建物ニアリテハ一ヶ所以上、百坪以下ノ建

物ニアリテハ二ヶ所以上ヲ設ケ百坪ヲ超ユル建物ニアリテハ其ノ室間取

リノ狀況ニ依リ之ヲ増加シ其ノ何レノ場合タルヲ問ハス總テ之ヲ適當ニ

配置スルコト但シ工場ニ付テハ其ノ構造ニ依リ非常口ノ數ヲ減スルコトヲ得

四 出入口又ハ非常口ニ附屬スヘキ階段、斜面若ハ橋梁ハ出入口又ハ非常口ノ數ニ應シテ之ヲ設クルコト

五 前號ノ階段ハ踏面七寸以上、蹴上六寸以下斜面ハ傾斜角度三十度以内タルコト

六 第四號ノ階段、斜面又ハ橋梁ハ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト

七 二階以上ノ建物ノ非常口ニハ各層ヨリ直チニ屋外ニ通スル階段、斜面又ハ橋梁ヲ設ケ其ノ幅ハ非常口ノ幅ヨリ狭カラサルコト

非常口ハ適當ノ方法ニ依リ何人ニモ容易ニ其ノ所在ヲ發見シ得ヘキ設備ヲ爲シ且職工其ノ他ノ者ヲシテ常時其ノ使用方法ヲ習熟セシメ置クヘシ

第十一條 職工ノ内臥ハ一人ニ付一床ナルコトヲ要ス

第十二條 職工ノ寢具ハ之ヲ清潔ニ保チ少クトモ掛蒲團ノ襟ハ白布ヲ以テ之ヲ被フヘシ

寢具ハ毎月二回以上出來得ルタケ長時間之ヲ日光ニ曝露スヘシ

第十三條 工場法施行規則第八條第二號乃至第五號ニ該當スル疾病ニ罹リタル者ノ使用シタル寢具ハ嚴密ナル消毒ヲ施行シタル後ニアラサレハ之ヲ使

用スルコトヲ得ス

工場法施行規則第八條第二號及第三號ニ該當スル疾病(癩疹ヲ除ク)ニ罹リタル者ノ居住シタル寢室及病室其ノ使用シタル食器其ノ他傳染ノ懸念アル物品ハ凡テ之ヲ嚴密ニ消毒スヘシ

第十四條 寄宿舎ニハ寢室ト區別シテ病室及特別病室ヲ設クヘシ

職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ之ヲ病室ニ、其ノ急性熱性傳染病ノ虞アルモノハ直チニ之ヲ特別病室ニ收容スヘシ

第十五條 飲料水、食器洗滌用水若ハ洗面水ノ水質不良ナルカ又ハ導水装置貯水装置其ノ他ノ設備不完全ナリト認ムルトキハ必要ナル事項ヲ命シ又ハ當該用水ノ使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

第十六條 工場及寄宿舎ニハ充分ナル消火裝置ヲ設ケ職工其他ノ者ヲシテ其ノ使用方法ヲ習熟セシメ置クヘシ

第十七條 便所ハ採光換氣ヲ充分ニシ臭氣ノ室内ニ侵入スルコトヲ防クヘシ患者用便所ハ病室及特別病室各別ニ之ヲ附屬セシメ各室患者ノ専用トナス

便所ハ掃除ヲ勵行シ必要ノ場合ハ適當ノ消毒ヲ行ヒ常ニ之ヲ清潔ニ保ツヘシ

糞尿溜及其ノ周圍ハ木材以外ノ不透質物ヲ以テ之ヲ作り頼回汲取ヲナスヘシ

第十八條 工場ニハ少クトモ一人ノ衛生及保安ニ關スル主任者ヲ設ケ其ノ氏名ヲ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ主任者ハ工場ニ於ケル衛生及保安ニ關スル一切ノ事項ヲ監督スルモノトス

第十九條 前數條ノ外工場及附屬建設物ノ設備ニシテ採光、換氣又ハ室溫ノ調節不充分ナリト認め其他危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其他公益ヲ害スル虞アリト認めルトキハ必要ナル事項ヲ命スルコトアルヘシ

第二十條 本則ノ規程ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第二十一條 工業主本則ノ規程ニ違反シ又ハ第十五條若ハ第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキ其ノ他必要ト認めルトキハ工場又ハ附屬建設物若ハ設備ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

附則

第二十二條 本則ハ大正五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ其ノ既設ノ工場及附屬建設物ニ付本則施行ノ日ヨリ一月内ハ第七條及第十八條ノ規定

ニ、三月内ハ第八條、第九條及第十二條第一項ノ規定ニ、九月内ハ第十條ノ規定ニ、一年内ハ第十四條及第十七條第一項、第二項並第四項ノ規定ニ、三年内ハ第十一條ノ規定ニ、五年内ハ第六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
第二十四條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ト雖モ本則公布ノ日以後ニ於テ工場又ハ附屬建設物ヲ改築又ハ増築スル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ハラズ其ノ改築又ハ増築ニ係ル建設物ニ付テハ第六條、第十條、第十一條、第十四條第一項及第十七條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

第五章 工場建設取締規則

(大正六年十二月二十六日 長野縣令第四十二號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ヲ建設セムトスル者ハ本則ニ依リ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一、有害ナル瓦斯ヲ發散スル工場

二、震動又ハ騒響ヲ發スル工場

三、爆發性、發火性又ハ引火性ノ料品ヲ製造スル工場

四、前各號ノ外危害ヲ生スル虞アル工場

前項ニ該當セサル既設工場ヲ前項ニ該當スル工場ニ變更セムトスル者又ハ前項ニ該當スル工場ノ移轉、増築、改築其ノ他模様換ヲ爲サムトスル者ニ

付亦前項ニ同シ

第一項第三號ノ料品ヲ使用スル工場ニハ其ノ狀況ニ依リ本則ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトアルヘシ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツ

ヘシ

一、本籍、住所、生年月日及氏名又ハ名稱

二、工場ノ位置及其ノ業務ノ種類

三、工場敷地内建設物ノ豫定配置圖(縮尺百分ノ一)

四、工場敷地ノ外廓ヨリ周圍百五十間ニ至ル迄ノ地形及建設物ノ狀態ヲ表示セル圖(縮尺六百分ノ一)

五、危害防止設備ノ詳細ナル説明

前項第三號ノ圖面ニハ各建設物ノ種類及其ノ坪數、平家建二階建等ノ別並

各建設物相互ノ距離ヲ記入シ第四號ノ圖面ニハ敷地ノ外廓ト敷地外ノ主要

ナル建設物トノ距離ヲ記入スヘシ

第三條 第一條ノ工場左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業主又ハ其ノ相續人

ハ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ツヘシ

一、工業主死亡シ又ハ其ノ本籍、氏名若ハ名稱ノ變更アリタルトキ

二、工場ヲ廢止シ、第一條ニ該當セサル工場ニ變更シ又ハ他人ニ讓渡シタルトキ

前項第二號後段ノ場合ニ在リテハ前項ノ外其ノ讓受人ヨリ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 第一條ノ工場ハ學校ノ敷地ヨリ百二十間以上、煤煙若ハ塵埃ヲ發散

スル工場ハ六十間以上ノ距離ヲ有スルニ非サレハ之ヲ建設スルコトヲ得ス

但シ特別ノ設備ヲ爲シ又ハ土地ノ狀況若ハ事業ノ性質ニ依リ保安又ハ衛生

上支障ナシト認ムルトキハ制限距離内ト雖許可スルコトアルヘシ

前項但書ニ依ル許可ノ願出ニ付テハ第二條ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ制限ハ必要ナル場合ニ在リテハ之ヲ延長シ又ハ學校以外ノ建設物

若ハ場所トノ距離ニ付之ヲ適用スルコトアルヘシ

第五條 本則ノ許可ヲ受ケタル建設物ニシテ工事竣成シタルトキハ之ヲ知事

ニ届出テ其ノ使用前豫メ當該官吏又ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ

第六條 本則ニ違反シタルトキハ工場ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止シ又ハ其

ノ改築若ハ移轉ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 本則ニ依ル願出又ハ届出ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

附 則

第八條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 明治三十四年縣令第五十二號ハ之ヲ廢止ス

第十條 本則施行以前ニ於テ建設シタル工場ニシテ第四條ノ規定ニ適合セス且保安又ハ衛生上支障アリト認ムルトキハ其ノ移轉又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトアルヘシ

第六章ノ一 陸上汽罐取締規則 (明治三十四年二月二十二日 長野縣令 第十一號)

第一條 汽罐ヲ設置セントスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ具シ縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 住所氏名、會社ナルトキハ會社事務所ノ所在地及會社代表者氏名
- 二 落成期日
- 三 設置場ノ位置(市町村字番地)及四隣竝ニ工場ノ略圖
- 四 煙突ノ構造(鐵板製又ハ煉瓦積高サ何十何呎直徑何呎何吋等)
- 五 汽罐使用ノ目的
- 六 汽罐調査書
 - 一 汽罐ノ種類及個數(「コルニツシ」「ランカツシヤ」直立罐、管成罐等)

第一條 汽罐ノ寸法 罐胴ノ長(何呎何吋何分ノ何)直徑(何呎何吋何分ノ何)

一 焰筒ノ長(何呎何吋何分ノ何)直徑(何呎何吋何分ノ何)

二 鐘形汽室ノ高(何呎何吋何分ノ何)直徑(何呎何吋何分ノ何)

三 火管ノ長(何呎何吋何分ノ何)直徑(何呎何吋何分ノ何)個數(何本)

一 罐板ノ種類及厚罐胴(竝鐵)厚(何分ノ何吋)焰筒(鋼鐵)厚(何分ノ何吋)鏡板(何々)厚(何分ノ何吋)管板(何々)厚(何分ノ何吋)

一 接合ノ種類 (罐胴縱、複列綴釘衝合頭接合、周圍、單列綴釘累頭接合等ノ類)

二 焰筒(縱、鍛合、周圍、累頭接合、突縁接合或ハ「アダムソン」式接合等ノ類)

一 鉸鉸ノ質、直徑、心距質(鐵或ハ鋼鐵等)直徑(何吋何分ノ何)心距(何吋何分ノ何)

一 支柱ノ種類寸法質(鐵或ハ鋼鐵等)直徑(何吋何分ノ何)「ステー」(何本或ハ何吋何分ノ何)「ガゼットステー」(何本)其他何々等ノ類

一 火床面積

一 全安瓣ノ種類、個數及寸法槓杆式、發條式等直徑(何吋何分ノ何)個數(何個)

- 一 給水装置唧筒(何個)徑(何時何ノ何)管ヲ以テ給水或ハ「インジエクトル」ヲ以テ給水等ノ類
- 一 最大實用汽壓、毎平方何封度
- 一 水壓試験度及其ノ年月日
- 一 製造所又ハ製作人ノ住所氏名、製造年月日
- 一 燃料ノ種類及消費高

前項第二號乃至第六號ノ事項ヲ變更シ又ハ増設大修繕ヲ爲サントスルトキハ縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 前條ニ依リ許可ヲ得タル者ハ汽罐ノ新設増設其ノ他工事ニ關スル部分ニ付テハ竣工(汽罐ノ包被ヲ爲サ、ル前)後ニ使用期限後引續キ使用セントスル者ハ滿期ノ三十日前ニ縣知事ニ届出検査ヲ受クヘシ

検査證ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第三條 設置ノ許可ヲ得タル汽罐又ハ本則施行以前ニ設置シタル汽罐ヲ賣買讓渡又ハ貸借セントスルトキハ其ノ契約書ノ寫ヲ添へ雙方連署ヲ以テ縣知事ニ届出ヘシ

第四條 正當ノ事由ナク左ノ各號ノ一ニ觸ル、トキハ其ノ許可ヲ取消スコト

アルヘシ

一 落成ノ期日ヲ經過スルモ尙落成セサルトキ

二 燒失若クハ倒塌ニ罹リ一ケ年以内ニ再築ヲ出願セサルトキ

三 一ケ年以上繼續シテ使用停止シタルトキ

第五條 検査證面ニ異動ヲ生シ又ハ検査證ヲ亡失毀損シタルトキハ五日以内ニ縣知事ニ届出書替又ハ再渡ヲ請フヘシ

第六條 六ヶ月以上汽罐使用ヲ停止セントスルトキハ停止期間ノ見込ヲ定メ縣知事ニ届出ヘシ

第七條 汽罐專任取扱者ヲ定メントスルトキハ本人ノ族籍、氏名、年齢ヲ記シ履歷書ヲ添へ縣知事ニ届出ヘシ其ノ解任シタルトキハ五日以内ニ届出ヘシ

第八條 汽罐ノ異狀ヲ生シタルトキハ其ノ使用ヲ停止シ直ニ其ノ原因及狀況ヲ詳記シ縣知事ニ届出ヘシ此場合ニ於テハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第九條 公益上必要ト認ムルトキハ汽罐又ハ工場ノ改築、變更、修繕ヲ命シ又ハ汽罐ノ最大實用汽壓ヲ遞減セシメ若ハ使用ヲ停止又ハ禁止スルコトアル

第十條 使用ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ検査證ヲ返納スヘシ

第十一條 縣知事ハ當該吏員ヲシテ臨時汽罐ノ視察又ハ検査ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十二條 検査ノ時ハ持主又ハ其ノ代理者及專任取扱者ハ立會フヘシ

第十三條 検査ノ通知ヲ受ケタルトキハ汽罐ノ貯水ヲ排出シ入孔、泥孔、焚口及火橋ヲ取外シ罐體ヲ冷却セシムルノ外監督員ノ指揮ニ依リ受檢ノ準備ヲ爲スヘシ

検査ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ監督員ノ目前ニ於テ水壓試験又ハ罐板孔穿試験ヲ行ハシムルコトアルヘシ
水壓試験ヲ命セラレタルトキハ第一項準備ノ外汽罐ノ包被ヲ取除キ罐體ヲ露出シ置クヘシ

第十四條 本則ニ關スル願届ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十五條 第一條、第二條第二項、第八條ニ違背シタル者又ハ最大實用汽壓ヲ超過シテ使用シタル者又ハ検査ヲ拒ミタル者ハ拾圓以下ノ罰金ニ處シ第三條、第五條、第六條、第七條、第十條ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十六條 前條ノ制裁ニ付テハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖モ專用者其ノ責ニ任ス但シ專用者ノ指揮ニ非スシテ最大實用汽壓ヲ超過シテ使用シタルトキハ

汽罐專任取扱者其ノ責ニ任ス

第十七條 會社ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第十五條ノ罰金科料ヲ其ノ代表者ニ適用ス

第十八條 本則ハ明治三十四年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 明治十九年三月甲第三十五號布達汽罐取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本則施行以前ノ設置ニ係ル汽罐ハ第一條第一項ノ事項ヲ具シ本則施行後二ヶ月以内ニ縣知事ニ届出ヘシ

第六章ノ二 架空高壓電線路ノ近傍ニ於テ金屬製

煙突又ハ之ニ類スル工作物ヲ建設シ若ハ移轉

セムトスルトキ通知方

(明治三十九年三月二十五日 長野縣令第三十一號)
架空高壓電線路ノ近傍ニ於テ金屬製煙突又ハ之ニ類スル工作物ヲ建設シ若ハ移轉セントスルトキハ其ノ建設者ヨリ豫メ當該電氣事業者及所轄警察官署ヘ通知スヘシ
本令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第七章ノ一 陸上汽罐取締規則執行手續

(明治三十四年二月二十二日)
長野縣訓令第六號

改正 大正九年一月訓令第一號

第一條 規則第一條設置ノ願書ヲ受理シタルトキハ同條第一號乃至第六號ヲ具備セルヤ否ヤヲ點檢シ設置附近ノ模様、人家、學校、鐵道、火藥庫ノ距離其ノ他故障危害等ノ有無ヲ詳細取調意見ヲ付シ進達スヘシ

第二條 左ノ場合ニ於テハ事業及理由ヲ調査シ意見ヲ付シ進達スヘシ
一 願書又ハ規則第二條、第七條、第八條ノ届出ヲ受理シタルトキ但シ規則

第八條ノ場合ニ於テハ其ノ旨急報スヘシ
一 許可ヲ取消シ又ハ使用禁止若ハ停止シ又ハ汽罐若ハ工場ノ改築變更、修繕ヲ命シ又ハ最大實用汽壓ヲ遞減セシムルノ必要アリト認メタルトキ

一 検査ノ準備ヲ怠ル者アルトキ

第三條 検査ノ際ハ巡查部長以上ニ於テ立會フヘシ

第四條 検査證ハ第一號様式ニ據ルヘシ
警察部及警察官署ハ第二號様式ニ據リ臺帳ヲ調製シ必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第五條 汽罐設置場ヘハ毎月一回以上警部若ハ巡查ヲ臨檢セシメ左ノ事項ヲ視察セシムヘシ

- 一 許可ヲ得スシテ増設、變更又ハ大修繕ヲ爲ス者ナキヤ否
- 二 專任取扱者ハ届出済ノ者ナルヤ否及其ノ業務ニ專任セシムルヤ否
- 三 検査證面ノ事項ニ違背セサルヤ否
- 四 安全瓣壓力計其ノ他附屬品ヲ適當ニ使用スルヤ否
- 五 煙突ノ掃除ハ行ハレ居ルヤ否
- 六 設置内ハ清潔ナルヤ否
- 七 前號ノ外規則ニ違背ノ行爲ナキヤ否

第六條 検査ノ返納ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ警察部ニ回送スヘシ

第七條 指令書、命令書及検査證書ハ所轄警察官署ヲ經テ交付スヘシ

第一號様式

汽		收第	號
氏住專	名所者		
設置	郡市	郡市	郡市
位置	村町	村町	村町
	番地	番地	番地

陸上汽罐 履歷	檢査執行年月日			備考	實馬力
	回	回	回		
	年月日	年月日	年月日		
	年月日	年月日	年月日		
	年月日	年月日	年月日		
	年月日	年月日	年月日		
	年月日	年月日	年月日		
	年月日	年月日	年月日		
	年月日	年月日	年月日		
	年月日	年月日	年月日		
	年月日	年月日	年月日		

陸上汽罐取締規則執行手續第七條ノ命令書様式

(明治三十八年一月六日
長野縣訓令第一號)

警察部 警察署 警察分署

明治三十四年二月訓令第六號陸上汽罐取締規則執行手續第七條ノ命令書様式
左ノ通相定メ檢査吏員ヲシテ其ノ乙號ヲ被命令者ニ丙號ヲ所轄警察官署ニ交
付セシム
甲號

乙號

命令事項	檢査年月日	汽罐專用 住者ノ氏名 及受領 者印	第 號	所轄 警察署	立會 吏捺印	檢査 主任
	大正 年 月 日			郡		町
	大正 年 月 日					香地

官檢
印査

第 號	汽罐改修命令書	第 號	汽罐專用 住者ノ氏名	檢査年月日	命令年月日
			郡 村町 香地	大正 年 月 日	大正 年 月 日

命令事項	右の此命令書交付ノ日ヨリ向三ヶ月以内ニ竣工スヘシ但シ理由ナクシテ竣工セザルトキハ其汽罐ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ
命令事項	右改修ヲ要ス竣工ノ上ハ此命令書ヲ添へ所轄警察官署へ申出ヘシ
署長	長 野
縣印	縣 印

丙 號



命令事項	陸上汽罐	第 號	署長	實地調査者印
年月日	大正 年 月 日	郡	村町	番地
年月日	大正 年 月 日			

調査状況	右命令セシニ付改修竣工ノ上ハ實地調査ヲ遂ケ状況ヲ左項ニ記シ命令書ト共ニ上申スヘシ
竣工年月日	大正 年 月 日
上申年月日	大正 年 月 日

第六章ノ二 取扱標準

(1) 陸上汽罐交換設置出願取扱方 (明治三十七年十一月十一日 警發第 三一六號)

陸上汽罐ノ内既設ノモノニシテ罐體ニ異狀ヲ生シ使用ニ適セサルモノ又ハ事業上擴張ヲ要スル場合ニ據リ新造ノ汽罐ト交換シ従前ノ位置ニ於テ使用セントスルモノニ限リ陸上汽罐交換設置願トシテ差出サシメ且ツ其許可ヲ受ケタルトキハ既設汽罐ヲ直チニ廢罐セシムヘシ

但シ願書ノ様式ハ陸上汽罐取締規則第一條ニ據リ願書中へ舊汽罐ハ廢罐ノ旨ヲ記入シ尙ホ検査證書下附シアルモノハ同時ニ返納セシムヘシ

(2) 汽罐工場取締ニ關スル件 (明治四十年九月四日 警發第 三〇二號)

縣下各工場ニ於テハ近來種々ノ災害ヲ惹起シ其ノ極産業ノ發達ヲ阻碍セントスルモノ少カラサルヲ以テ之カ豫防方ニ關シ告諭第四號ヲ以テ一般ニ諭告相成候ニ付テハ警察官之カ豫防方一層力ヲ注クヘキハ勿論其ノ他衛生風俗等ニ關シ其ノ取締往々不十分ノモノアリテ警察上遺憾少カラサル義ニ付一層部下ヲ督勵シ左記事項規定ノ通り勵行セシムル等取締方嚴重ニ取計フヘシ

(左記)

- 一 汽罐検査ノ際ハ巡查部長以上ニ於テ立會フヘキ規程ナルニ往々省略シタル向少カラス自今規程ノ通り立會フヘキコト
- 一 汽罐設置場ヘハ毎月一回以上臨檢シ規程ノ事項ヲ視察スヘキ筈ナルニ之亦省略スルモノ少カラス自今勵行スヘキコト
- 一 前項ノ視察ヲ爲スニ當リテハ執行手續第五條ノ事項ハ精密視察シ洩ラズナキハ勿論安全弁壓力計其他ノ附屬品ハ適當ニ使用セラレツ、アルヤヲモ監査スヘキ筈ナルニ甚シキ差狂アルニ拘ハラス之ヲ不問ニ付セルモノアリ一層精査スヘキコト
- 一 工場附屬ノ寄宿舎ニ於ケル非常口ハ何時ニテモ開放シ得ヘキ裝置ナルヤヲモ視察シ若シ不完備ノモノアラハ改修セシメ不慮ニ備ヘシムルコト
- 一 工場ニ於テ消火器及消防ノ設備アルヤ若シ不十分ノモノアラハ整備セシムルコト

シムルコト

- 一 工場及寄宿舎炊事場浴場等ハ清潔方法ヲ持續セシムルコト
- 一 工場ニ於テ傳染病ニ罹リタル疑アル者アリタルトキハ之ニ對スル應急ノ豫防消毒及隔離ノ方法ヲ設備セシムルコト
- 一 工女ニシテ夜間他出シ淫賣婦ニ等シキ行爲ナカラシムル爲工場主ニ對シ防遏ノ方法ヲ示達スルコト

(3) 汽罐專任取扱者ニ關スル件 (明治四十二年四月一日) (警發第一〇六號)

陸上汽罐專任取扱者ノ選定及之カ異動届出ハ其都度當部ニ進達シ來リタル處爾今取締ノ十全ヲ期スルタメ其署ニ留メ置クコトニ決定相成候條該届書ヲ受理シタルトキハ別編冊トナシ相當取締方法注意セララルヘシ

第五編 労働者募集取締令規

第一章 労働者募集取締令 (大正十三年十二月二十九日 内務省令第三六號)

第一條 本令ニ於テ募集主トハ募集シタル労働者ノ雇主タルヘキ者ヲ謂ヒ募集従事者トハ募集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ら雇傭セムカ爲労働者ノ募集ニ従事スル者ヲ謂フ

第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外職工、傭夫又ハ土工夫其ノ他ノ人夫ノ募集ニ之ヲ適用ス

- 一 應募者就業ノ爲住居ヲ變更スル必要ナキトキ
- 二 單ニ廣告ニ依リ募集シ就業場ニ於テノミ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
- 三 移民保護法ニ依ル募集ヲ爲ストキ

第三條 募集主ハ募集開始前左記事項ヲ記載シタル就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ應募者ノ就業場所在地所轄地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名
- 二 應募者ノ就業場ノ名稱及所在地

三 短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ開始及終了時期

四 應募者ノ就業スヘキ事業ノ種類

五 就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項

六 賃金ニ關スル事項

七 宿舍、食事ノ費用、往復旅費等ノ負擔ニ關スル事項

八 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項

九 雇傭期間及解雇ニ關スル事項

十 負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救済ニ關スル事項

募集主前項ノ就業案内又ハ雇傭契約書案ノ外募集ニ關シ配布スヘキ文書アルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ

前二項ノ規定ニ依リ届出テタル就業案内、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ツヘシ

第四條 労働者ノ募集ニ従事セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ其ノ寫眞二葉ヲ添ヘ募集主ノ連署ヲ以テ其ノ住所所在地所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

- 一、募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

- 二 募集従事者ノ本籍、住所、氏名、職業及生年月日

- 三 募集従事者ノ履歴
 - 四 募集従事期間
 - 五 募集従事區域
 - 六 應募者ノ就業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類
- 募集従事期間ハ三年以内トス
- 第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者更ニ他ノ募集主ノ爲ニ募集ニ従事セムトスルトキハ從來ノ募集主ノ承諾書ヲ添ヘ第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スヘシ
- 第五條 地方長官前條ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ様式第一號ニ依ル募集従事者證ヲ交付スヘシ
- 募集従事者募集従事者證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ申請スヘシ
- 募集従事者證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ募集従事者ハ遲滞ナク其ノ書換ヲ申請スヘシ
- 前二項ノ申請ハ募集従事者ノ寫眞二葉ヲ添ヘ許可ヲ爲シタル地方長官ニ之ヲ爲スヘシ
- 第六條 募集従事者ハ應募者若ハ應募セムトスル者又ハ本人ヲ保護スル者ノ

- 請求アリタルトキハ其ノ募集従事者證ヲ提示スヘシ
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集主ハ第四條ノ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ
- 一 募集主事業ヲ廢止シタルトキ
 - 二 募集主募集従事者ニ對シ募集ノ委託ヲ解キタルトキ
- 第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集従事者ハ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滞ナク募集従事者證ヲ返納スヘシ
- 一 募集ニ従事スルコトヲ廢シタルトキ
 - 二 募集従事期間滿了シタルトキ
 - 三 募集従事者ノ許可ヲ取消サレタルトキ
 - 四 前條各號ノ一ニ該當スルトキ
- 勞集従事者死亡シタルトキハ戶籍法第一百七條ノ届出義務者募集従事者證ヲ添付シ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滞ナク其ノ旨届出ツヘシ
- 第九條 募集従事者募集ニ着手セムトスルトキハ豫メ第三條ノ就業案内、雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ヲ添付シ左記事項ヲ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 一 募集従事者ノ住所、氏名

- 二 募集従事中ノ居所及事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地
 - 三 當該警察官署管内ニ於ケル募集従事期間
 - 四 當該警察官署管内ニ於テ募集セムトスル勞働者ノ男女別豫定人員
 - 五 應募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地
- 前項各號ノ事項又ハ前項ノ規定ニ依リ添付スヘキ文書ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ
- 第十條 募集従事者ハ應募セムトスル者ニ對シ第三條ノ就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示スヘシ
- 第十一條 募集従事者ハ様式第二號ニ依リ應募者名簿ヲ調製シ、募集従事中之ヲ携帶シ又ハ第九條ノ規定ニ依リ届出ラタル居所若ハ事務所ニ備付クヘシ
- 第十二條 募集従事者ハ左ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 一 募集従事者證ヲ他人ニ讓渡若ハ貸與シ又ハ募集ヲ他人ニ委託スルコト
 - 二 募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ誇大虚偽ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用キルコト
 - 三 應募ヲ強要スルコト
 - 四 應募シ又ハ應募セムトスル女子ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト

- 五 應募者又ハ應募セムトスル者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ其ノ案内ヲ爲スコト
 - 六 濫ニ應募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ケ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト
 - 七 濫ニ應募者ニ對シ其ノ所持品ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル所持品ノ返還ヲ拒ムコト
 - 八 應募者ヲ募集従事者證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト
 - 九 應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ヨリ手数料、報酬等何等ノ名義ヲ問ハス金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト
 - 十 當該官吏又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト
- 第十三條 募集従事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十四條 募集従事者應募者ヲ引奉シテ出發セムトスルトキハ其ノ出發三日
- 前迄ニ左記事項ヲ記載シ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

- 一 應募者ノ住所、氏名及生年月日
- 二 出發ヨリ就業場到着迄ノ旅行豫定
- 三 前項各號ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ
- 第十五條 募集従事者應募者ト共ニ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關以外ノ場所ニ於テ宿泊セムトスルトキハ豫メ宿泊所在地所轄警察官署ニ左記事項ヲ届出ツヘシ
 - 一 宿泊所
 - 二 應募者ノ男女別員數
 - 三 宿泊所到着及出發ノ日時
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到着前ニ於テハ募集従事者、到着後ニ於テハ募集主應募者ノ歸郷ノ爲必要ナル措置ヲ爲スヘシ
 - 一 就業案内又ハ雇傭契約書案ニ記載シタル事項カ事實ト相當相違シタルトキ
 - 二 募集主、募集従事者又ハ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ
 - 三 考試、身體検査其ノ他募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セザルトキ

- 四 其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ
- 第十七條 當該官吏ハ募集従事者ニ對シ募集従事者證、應募者名稱其ノ他募集ニ關スル書類ノ提示ヲ命スルコトヲ得
- 第十八條 許可ヲ爲シタル地方長官募集従事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得
- 第十九條 募集主ハ労働者ノ募集ニ付様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ分ヲ取纏ヒ翌年二月十五日迄ニ就業場所在地所轄地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ
- 第二十條 募集主又ハ募集従事者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 第三條ノ規定ニ依リ届出テタル就業案内、雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
 - 二 第三條ノ規定ニ依ル届出ナキ就業案内、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ募集ニ關シ配布シタルトキ
 - 三 第三條、第五條第三項、第七條、第九條乃至第十六條又ハ第十九條ノ

規定ニ違反シタルトキ

四 應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

五 第十七條ノ規定ニ依ル命令ニ従ハサルトキ

六 第十八條第二項ノ規定ニ依ル募集ノ停止中募集ニ従事シタルトキ

第二十一條 第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケス又ハ募集従事者證記載事項ノ範圍外ニ亘リ労働者ノ募集ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十二條 工場法第十八條ニ規定スル工場管理人又ハ鑛業法施行細則第五

十四條ニ規定スル鑛業代理人ハ本令ノ適用ニ付募集主ト看做ス但シ第三條

第一項第一號、第四條第一項及様式第一號ノ記載ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 募集主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者ハ禁

治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又

ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第二十四條 募集主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業

者ニシテ募集主ニ關スル本令ノ規定ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己

ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附則

第二十五條 本令ハ大正十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第三條及第十九條ノ就業場所在地所轄地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ在リテハ就業場所在地所轄鑛山監督局長トス

第二十七條 應募者ノ就業場所在地又ハ募集従事者ノ住所カ本令施行區域外

ニ在ル場合ニ於テハ第三條若ハ第十九條ノ規定ニ依ル届出又ハ第四條ノ規

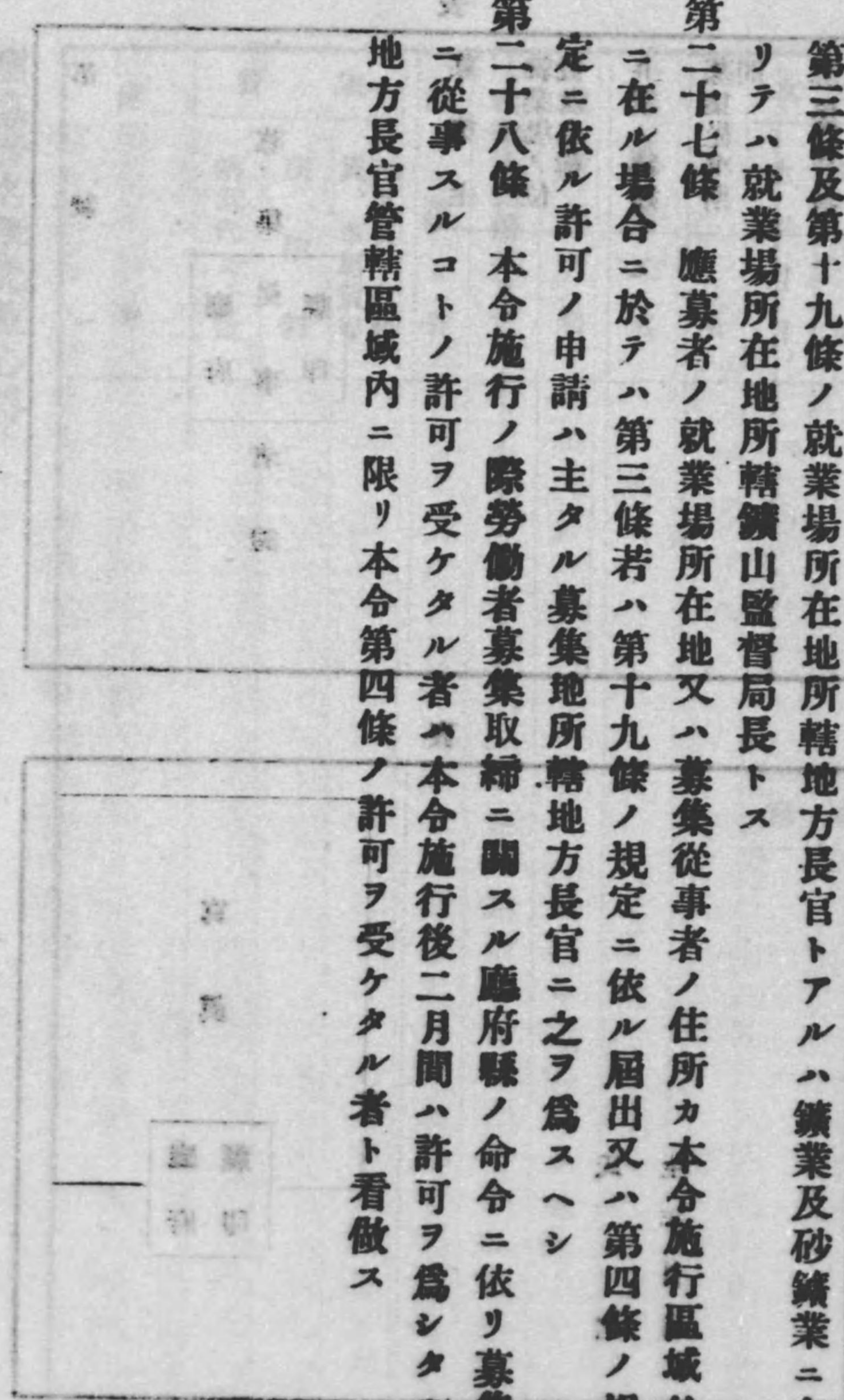
定ニ依ル許可ノ申請ハ主タル募集地所轄地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第二十八條 本令施行ノ際労働者募集取締ニ關スル廳府縣ノ命令ニ依リ募集

ニ従事スルコトノ許可ヲ受ケタル者ハ本令施行後二月間ハ許可ヲ爲シタル

地方長官管轄區域内ニ限り本令第四條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

(様式第一號)



(第九條一號)

第 號	募 集 主		就 業 場 ノ 位 置 及 名 稱	事 業 ノ 種 類	募 集 從 事 期 間	募 集 區 域
	府	縣				
募 集 從 事 者 說						

寫 真		府 縣 印
氏 ノ 姓 名		
生 年 月 日		

(様式第二號)

男 氏 名	女 生 年 月 日	住 所	保 護 者 氏 名	應 募 年 月 日	就 業 場 到 着 年 月 日	前 渡 金	旅 費 汽 車 賃 汽 船 賃 車 馬 賃 等	宿 泊 料	費 辦 代 其 他	備 考
										本 籍

應募者名簿記載心得

一 應募者名簿ハ應募者毎ニ少クトモ用紙一枚ヲ備フヘシハ各附以長ノ紙

- 二 本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮セ、各欄内ニ別ノ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルコトヲ妨ケス
- 三 住所欄ニハ應募者ノ應募當時ノ住所地ヲ記載スヘシ
- 四 保護者氏名欄ニハ本令第十三條ノ規定ニ基キ承諾ヲ與ヘタル者ノ氏名ヲ記載スヘシ
- 五 前渡金欄ニハ就業場到着前ニ於テ應募者、親權者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ交付シタル金額ヲ記載スヘシ但シ返還スルコトヲ要セサルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 旅費欄ニハ應募者ノ入場ニ要シタル費用ニシテ就業後之ヲ返還スルコトヲ要スヘキモノ（條件附ニテ返還ヲ要スヘキモノヲ包含ス）ヲ汽車、汽船、車馬賃、宿泊料及辨當代其ノ他ノ別ニ依リ記載スヘシ

(様式第三號)

事業ノ種類	勞働者募集年報		自大正	年	年
	就業場ノ位		至大正	年	月
區分	男	女	計		
	住所氏名				
北海道					

募集地別	募集地別募集勞働者數			
	東京府	京都府	其ノ他	計
募集従事者員數				

勞働者募集年報記載心得

- 一 募集地別募集勞働者數欄ニハ本令ニ依リ募集シ雇入レタル勞働者ノ總數ヲ募集地別並男女別ニ記載スヘシ
- 其ノ他ノ欄ニハ朝鮮、臺灣、樺太等ニ於テ募集シタル勞働者ヲ記載スヘシ
- 二 募集従事者員數欄ニハ十二月三十一日現在ニ於テ本令ニ依リ許可ヲ受ケ募集従事者タル者ノ員數ヲ男女別ニ記載スヘシ

第二章 労働者募集取締令施行規則

(大正十四年三月十日
長野縣令第七號)

第二條 本則ニ於テハ労働者募集取締令ヲ單ニ取締令ト略稱ス

第三條 取締令第三條第一項ノ届出ハ少クトモ募集開始二週間前ニ之ヲナス
ヘシ

第四條 取締令第四條ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ應募者就業場カ縣外ニア
ル場合ニ於テハ取締令第三條ノ就業案内又ハ雇傭契約書案其他募集ニ關シ
配布スヘキ文書アルトキハ之ヲ願書ニ添付スヘシ

前項ニ依リ添付スヘキ文書ハ就業場所在地所轄廳府縣又ハ警察官署ノ檢印
アルコトヲ要ス

第五條 取締令第四條ニ規定スル寫眞ハ左記各號ヲ具備スルヲ要ス

- 一、出願前六ヶ月以内ニ撮影ノモノナルコト
- 二、半身ノモノナルコト
- 三、脱帽セル正面向無臺紙ノモノナルコト
- 四、大サ名刺形(凡ソ縦五・六八、横四・三六センチメートル、鯨尺凡ソ縦一
寸五分、横一寸一分五厘)ノモノナルコト

第六條 寫眞ノ裏面ニハ撮影年月日及氏名ヲ記載スルコトヲ要ス
第五條 募集従事者、募集従事者證ヲ滅失、紛失シタルトキハ五日以内ニ毀
損シタルトキハ之ヲ添付シ其ノ再交附ヲ申請スヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ募集従事者タルコトヲ許可セス又
許可ヲ取消シ或ハ募集ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ
一、禁治産者又ハ準禁治産者

二、文書又ハ印章、偽造、猥褻、姦淫、賭博、殺人、傷害、墮胎、遺棄、
逮捕、監禁、脅迫、略取、誘拐、窃盜、詐欺、恐喝、横領又ハ贓物ニ關
スル罪ヲ犯シタル者

三、紹介、周旋ノ營業取締ニ關スル法令ニ依ル營業ノ許可ヲ取消サレタル
者

- 四、密賣淫ノ容止、又ハ媒合ノ罪ヲ犯シタル者
- 五、藝妓、娼妓又ハ酌婦等ノ紹介、周旋ヲ業トスル者
- 六、料理店、貸座敷、待合、藝妓置屋、其他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ是
等營業者ト同居スル者
- 七、取締令又ハ本則ニ依リ處分ヲ受ケタル者
- 八、十八歳未満ノ者

九、女工

十、性行不良其ノ他募集従事者タルニ不適當ナリト認ムル者

第七條 募集従事者ハ工業労働者最低年令法第一條ノ工業ニ就業セシムル目的ヲ以テ十四才(尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニツキテハ十二才)未満ノ者ヲ募集スルコトヲ得ス但シ應募後四ヶ月以内ニ十四才(尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニツキテハ十二才)ニ達スル者ハ此限ニアラス

(昭和二、一、二、二七)
勅令第九號改正)

第八條 募集従事者縣内ニ於テ取締令第十八條第二項ノ停止ヲ命セラレタルトキハ遲滞ナク知事ニ募集従事者證ヲ假納スヘシ

第九條 募集従事者ハ募集従事地所轄警察官署管内又ハ隣接警察官署管内ニ募集事務所又ハ居所ヲ設ケ募集ニ着手セムトスル前日迄ニ取締令第九條ノ届出ヲナスヘシ

第十條 募集従事者前條ノ届出ヲナシタルトキハ直ニ募集事務所又ハ募集従事者ノ居所タルコトヲ明記セル標札ヲ掲ゲ、各募集事務所又ハ居所内ノ見易キ箇所ニ就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ揭示スヘシ

第十一條 取締令第十一條ニ依ル應募者名簿ハ應募ノ日ヨリ三年間募集主又ハ募集従事者之ヲ保存スヘシ募集従事者ハ募集従事中募集従事者證ヲ携帶

スヘシ

第十二條 募集主又ハ募集従事者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ同ハズ募集ニ關シ濫リニ應募者、應募セムトスル者又ハ其ノ戸主、同居ノ親族ニ金錢物品贈與ヲナスコトヲ得ス

第十三條 雇傭契約成立シタルトキハ契約當事者雇傭契約書二通ヲ作成シ双方各一通ヲ所有シ同時ニ募集従事者ハ第一號様式ニ依ル契約票ヲ作成シ自ラ又ハ代理人ヲシテ五日以内ニ募集地所轄警察官署ニ之ヲ届出ツヘシ

第十四條 募集主又ハ募集従事者應募者ニ對シ濫リニ雇傭契約ノ解除又ハ歸郷ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 募集従事者ハ應募者、應募セムトスル者ヲ携行スルトキハ濫リニ左ノ各號ノ場屋ニ應募者、應募セムトスルモノ或ハ其親族又ハ本人ヲ保護スルモノヲ宿泊セシメ若クハ誘引スルコトヲ得ス

一、宿屋、飲食店、料理店、其ノ他之ニ類スル場屋

二、募集事務所、自己ノ居所

三、劇場、寄席、其他之ニ類スル場屋

第十六條 當該官吏又ハ労働者募集事務所若クハ募集従事者ノ住所、居所ニ臨檢シ募集従事者、應募者或ハ應募セムトスル者ニ對シ尋問シ又ハ募集ニ

則第二條ニ依ル届出ヲ受ケタルトキハ所要事項ヲ具備スルキ時大、虚偽ノ記載ナキヤ否ヲ調査シ募集主臺帳ニ記入ノ上其ノ届出文書ニ副申ヲ添付シ五日以内ニ進達スヘシ

取締令第三條並施行規則第二條ニ依ル届出ハ様式甲號ノ標準ニ據ルモノヲ二通届出セシメ一通ハ其ノ署ニ之ヲ保管スヘシ

前項ノ届出ニ工場法施行令第二十七條ノ四ニ依ル就業規則ヲ添付セル場合ハ様式甲號ノ就業案内ノ第五號乃至第九號ハ各就業規則第何條ニ依ル旨ヲ記載セシムルコトヲ得 (追加)

第三條 就業案内又ハ雇傭契約書案ニ檢印ヲ請フ募集主アルトキハ募集届並添付ノ文書ト相違ナキヤ否ヲ調査シ支障ナシト認メタルトキハ之ニ官署印ヲ押捺シ交附スヘシ

第四條 取締令第四條ニ依ル許可願ヲ受ケタルトキハ同條並施行規則第三條第四條ノ所要事項ヲ具備スルヤ否及左ノ事項ヲ調査シ支障ノ有無ニ關シ意見ヲ具シ十日以内ニ進達スヘシ

- 一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日
- 二 性行、經歷
- 三 信用ノ程度

四 施行規則第六條各號ノ一ニ該當スル者ニアラサルヤ否
五 其ノ他参考事項

取締令第四條ニ依ル許可願ハ様式乙號ノ標準ニ據ラシムヘシ

第五條 取締令第五條第二項並施行規則第五條ニ依ル申請ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査ノ上副申ヲ添付シ三日以内ニ進達スヘシ

第六條 警察官署ニ様式第二號募集従事者臺帳ヲ備付クヘシ (改正)

第七條 募集従事者ニシテ施行規則第六條各號ノ一ニ該當スル事故發生シ又ハ取締令第十八條ニ依リ地方長官ニ於テ募集従事者ノ許可ヲ取消シ或ハ募集ノ停止ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ其ノ事實ヲ詳長シ速ニ警察部長ニ報告スヘシ

第八條 施行規則第八條ニ依ル募集従事者證ノ假納アリタルトキハ直ニ警察部長ニ報告シ其ノ停止期間中ニ之ヲ保管スヘシ (改正)

第九條 取締令第九條並施行規則第九條ニ依ル届出ハ様式丙號ノ標準ニ據ラシムヘシ (附則ニ依リ之ヲ改定ス)

第十條 (削除)

第十一條 取締令第十四條第十五條及施行規則第十三條ニ依ル届出ハ支障ナキ限リ派出所又ハ駐在所ニ於テモ受理スルコトヲ得但シ之ヲ受理シタルト

第 號	摘 要	本 籍 地	募 集 従 事 期 間	自 同 年 月 日	募 集 従 事 區 域
		住 所	職 業	氏 生 年 月 日 名	年 月 日 生

記載心得

- 一、本臺帳ニハ管内ニ住所ヲ有スル募集従事者ニツキ記載スルモノトス
- 二、摘要欄ニハ募集ニ關スル違反、許可取消及募集停止處分其ノ他必要ナル事項ヲ記載スルモノトス
- 三、本臺帳ニハ左ノ索引ヲ附スヘシ

索引番號	許可年月日	募集従事者氏名	就業場ノ名稱

様式甲號 (改正)

大正 年 月 日

長野縣知事 殿

募集届

募集主 何 某

労働者募集取締令第三條並同施行規則第二條ニ依リ就業案内及雇傭契約書案左記ノ通及届出候也
追テ就業案内及雇傭契約書案ノ外募集ニ關シ配付スヘキ別紙文書添付(無之)候也

就業案内

- 一、募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者氏名

長野縣

市郡

村町

大字

番地

(法人ニ在リテハ主
タル事務所所在地)

何

某

(法人ニ在リテハ
代表者何會社何々
何組合何々何某)

二、應募者ノ就業場ノ名稱及所在地

何々工場 長野縣

市郡

町大字

番地

三、短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業開始及終了時期

開始 大正 年 月 日

終了 大正 年 月 日

四、應募者ノ就業スヘキ事業ノ種類

何々業

五、就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項

(イ) 就業時間ハ午前何時ヨリ午後何時迄ノ間ニ於テ何時間以内ヲ定時間トス(但シ工場法ノ規定スル範圍ニ於テ此定時間ヲ超ヘ就業時間ヲ延長スルコトアルヘシ)

(ロ) 休憩時間ハ就業時間中左ノ如ク配置ス

午前九時ヨリ午後十時迄ノ間ニ於テ

十五分間以上

正午十二時ヨリ

三十分間以上

午後三時ヨリ午後四時迄ノ間ニ於テ

十五分間以上

(ハ) 休日ハ左ノ如シ(但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官ニ届出ノ上變更スルコトアルヘシ)

一 毎月 何日、何日

二 紀元節(地久節)天長節祝日

三 盆休 (日數ハ毎年定ム)

四 年末、年始 (日數ハ毎年定ム)

五 (新舊兩ノ切替時ニ於テ七日以内)

(ニ) 夜間作業ハセス

六、賃金ニ關スル事項

(イ) 賃金ハ日給(出來高給)トシ最低賃金ハ就業日數ニ應シ本職工(鐵夫、土工、人夫)一日金何十錢以上養成(見習)(鐵夫、土工、人夫)初年目一日金何十錢以上トス

(ロ) 日給ハ定時間ヲ以テ一日トシ業務ノ種類、職工(鐵夫、土工、人夫)ノ技能ヲ參酌シテ之ヲ定ム出來高給ハ仕事ノ出來高ニ依リ之ヲ支給シ別紙賃金算出方法ニ依ルモノトス

(ハ) 定時間以外ノ就業ニ對シテハ超過時間ニ對シ割増金ヲ支給ス

(ニ) 割増金額ハ左ノ方法ニ依リ一時間ニ對スル其額ヲ算出ス

甲 日給ノ場合(平均日給ノ額ヲ定メ賃金ノ算出ヲナスモノトス)

平均日給額 $\times \frac{13}{10}$ = 割増金
賃労働時間数

乙 出来高給の場合

平均日給額 $\times \frac{3}{10}$ = 割増金
賃労働時間数

(ホ) 平均日給額トハ割増金ヲ支給スヘキ日ノ直前賃労働日数十五日間ノ平均額トス

(ニ) 工場(事業場)ノ都合ニ依リ臨時休業スルトキハ平均日給ノ七割ヲ支給ス但シ平均日給ハ前項ノ算出方法ニ依ル

(ト) 賃金ハ毎月何日ヨリ何日迄ノ分ヲ何日ニ何日ヨリ何日迄ノ分ヲ何日ニ支拂フモノトス支拂期日休日ニ當ルトキハ支拂ハ翌日ニ繰下クモノトス

(前貸金ヲナス募集主ニ於テ賃金ト相殺スルトキハ其ノ旨ヲ記載スルコト)

(チ) 職工(夫、人夫、土工)死亡若ハ解雇ノ場合又ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ職工(夫、人夫、土工)ノ請求アリタルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラヌ即時賃金ヲ支拂フモノトス

一 一ヶ月以上ニ亘リ歸郷スルトキ

二 婚禮、葬祭ノ爲出費ヲ要スルトキ

三 地方長官ノ命令ヲ以テ定メタルトキ(本號ハ工場法適用工場以外ノモノハ削除スルコト)

(ウ) 職工ノ爲ス貯蓄金ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル貯蓄金管理規程ニ依リ之ヲ管理ス(本項ハ工場法適用工場以外ノモノ及管理セサル場合ハ削除ノコト)

七、宿舍、食事費用、往復旅費等ノ負擔ニ關スル事項

(イ) 當就業場ニ適當ナル宿舍ヲ設ケ就業期間中ハ希望ニ依リ寄宿セシム

(ロ) 宿舍費、食事費並就業場ニ到着又ハ歸郷ニ要スル一切ノ費用ハ募集主之ヲ負擔ス但シ在場途中職工(夫、人夫、土工)ノ任意ニ依ル歸郷及ビ入場ノ費用ハ職工(夫、人夫、土工)ノ負擔トス

八、制裁ノ定メアルトキハ之ニ關スル事項
何等制裁ヲ定メス

九、雇傭期間及解雇ニ關スル事項

(イ) 新ニ雇入ルル職工(夫、人夫、土工)ハ年齢十四歳以上ナルカ又ハ十二歳以上ノ者ニシテ義務教育ヲ終了シ品行方正身体強健ノモノトス

- (四) (女工ノ) 雇傭契約期間ハ一年以内トス但シ養成女工ニ就テハ三年以内トス)
- (イ) 雇傭契約成立シタルトキハ契約當事者ハ雇傭契約書ニ通テ作成シ双方各一通ヲ所持スルモノトス
- (ニ) 天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能トナリタル場合ノ外雇傭契約期間中ノ職工(夫、人夫、土工)ヲ解雇スルコトナシ
- (ホ) 雇傭契約期間ノ定メナキ職工(夫、人夫、土工)ヲ解雇セントスルトキハ少クトモ十四日前ニ其ノ豫告ヲナスカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給ス
- (ハ) 期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ解雇ノ豫告ハ當期ノ前半ニ於テ次期以後ニ對シテ之ヲ爲ス但シ六ヶ月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ其ノ豫告ハ三ヶ月以前ニ之ヲ爲ス
- (ト) (ニ)及(ハ)ノ規定ニ拘ハラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ少クトモ十四日前ニ豫告ヲ爲スカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給シ之ヲ解雇スルコトアルヘシ
- 一 身体虚弱ニシテ作業ニ堪ヘスト認メタルトキ
- 二 技能發達ノ見込ナシト認メタルトキ

- 三 工場ノ秩序又ハ風紀ヲ紊シ改悛ノ見込ナキトキ
- 四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- (チ) 職工(夫、人夫、土工)解雇ニ際シ請求アリタルトキハ遲滞ナク雇傭期間、業務ノ種類及賃金其ノ他職工(夫、人夫、土工)ノ請求シタル事項ニツキ雇傭證明書ヲ交附ス
- 十、負傷疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救済ニ關スル事項
別紙扶助規則ニ依ルノ外工場法規ノ定ムル標準ニ依リ之ヲ扶助救済ス
雇傭契約書案

就業場所在地

長野縣

市郡 町大字

番地

就業場ノ名稱

何々工場

甲雇主 何

某(法人ニ在リテハ代表者何組合何々何某)

被雇者住所

縣

市郡 町大字

番地

乙 被雇者

(戸主トノ) 續柄) 戸主某 何女 何某

年 月 日生

右當事者間ニ於テ就業案内(及就業規則其ノ他添付文書)ノ事項ヲ内容トシテ
大正何年春挽開始ヨリ何年夏挽終了迄ノ間雇傭契約ヲ締結ス但シ春挽開始ハ
遅クトモ二月中ニ夏挽終了ハ早クトモ十二月二十日以後トス
本契約ヲ證スル爲雇傭契約書二通ヲ作成シ各當事者ニ於テ一通宛ヲ保有スル
モノトス

大正 年 月 日

甲 何 某印 (法人ニ在リテハ)
乙 何 某印 (代表者氏名)

(乙未成年者又ハ妻ナルトキハ同意者若ハ許可者何某印)

備考

- 一 當契約、養成契約ナルトキハ「雇傭契約」ナル文字ヲ使用スル部分ヲ「養成雇傭契約」ト記載スヘシ
- 二 契約當事者乙未成年者ナルトキハ法定代理人又ハ本人ヲ保護スル者ノ同意ヲ要シ妻ナルトキハ夫ノ許可ヲ要ス
- 三 本契約書案ハ製絲業ニ關スルモノナルヲ以テ其ノ他ノ業務ニ在リテハ之ニ準シ作成スルコト
- 四 本様式中()内ノ事項ハ當該事項ヲ記載スル必要アルモノ、ミ

様式乙號
大正 年 月 日

労働者募集ニ從事セムトスル者 何 某印
募集主 何 某印

長野縣知事 殿

募集従事者許可願

労働者募集取締令第四條ニ依リ許可相成度左記事項ヲ具シ出願候也

記

一、募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

長野縣 市郡 村町 番地 (法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地)

何 某

(何々株式会社代表者氏名)

二、募集従事者ノ本籍、住所、氏名、職業及生年月日

本籍 縣 市郡 村町 番地

住所 縣 市郡 村町 番地

何業主 氏 名 年月日生

三、募集従事者ノ履歴

何年何月何々學校 年退學

何年 月ヨリ何業ニ従事ス

何年 月ヨリ何々工場何係ニ雇ハル

四、募集従事期間

自大正 年 月 日 何ケ年 月 日

五、募集従事區域

長野縣、何々縣

六、應募者ノ就業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

何々工場 何々業

長野縣 市郡 村町 番地

以上

注意

(一) 募集主ノ印ハ募集届ニ押捺シタルモノト同一ナルヲ要ス

(二) 取締令第四條第二項第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者更ニ他ノ募集主ノ爲ニ募集ニ従事セムトスルトキハ從來ノ募集主ノ承諾書ヲ添

へ第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ願出ツヘシ (三) ニ違反シタル者ハ取締令第二十一條ニ依リ處分セラレ

様式丙號

大正 年 月 日

何々警察(分)署長 何某殿

募集着手届

募集従事者 何 某印

労働者募集取締令第九條並同施行規則第九條ニ依リ就業案内及雇傭契約書案ヲ添付シ左記事項及届出候也

追テ就業案内及雇傭契約書案ノ他募集ニ關シ配布スヘキ別紙文書(無之)添付候也

記

一、募集従事者ノ住所、氏名

長野縣 市郡 村町 番地

二、募集従事中ノ居所又ハ事務所

居所、何 市郡市郡 町村町村 番地 何某方

(事務所、何 市郡市郡 町村町村 番地 何旅館内)

三、當該警察官署内ニ於ケル募集従事期間

自大正 年 月 日 何日間(又ハ何月間)
至大正 年 月 日

四、當該警察官署管内ニ於テ募集セムトスル労働者ノ男女別豫定人員

男 何 人 計何人
女 何 人

五、應募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地

何ハ旅館(又ハ何ハ停車場)

以上

注意

(一)、取締令第九條第二項

前項各號ノ事項又ハ前項ノ規定ニ添付スヘキ文書ニ變更アリタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ

(二)、(一)ニ違反シタルトキハ取締令第二十條ニ依リ處分セララル

様式工第一號 (警察部備付)

募集主臺帳

届出年月日	年 月 日	事業期間	自 年 月 日 至 年 月 日
募集主氏名、法人ニ在リテハ此氏名及代表者氏名		募集主住所、法人ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地	
工場管理人氏名		事業ノ種類	
就業場ノ名稱		就業場ノ所在地	
摘		要	備考
第 號			

記載心得

一、本臺帳ハ取締令第三條並施行規則第二條ニ依リ届出タル事項ヲ記載スルモノトス

- 二、摘要欄ニハ取締令第三條第一項第五號乃至第十號及同第二項ノ事項ニツキ記入スルモノトス
- 三、本臺帳ニハ左ノ索引ヲ付スヘシ

索引番號	届出年月日	就業場ノ所在地	就業場ノ名稱

様式工第二號（警察部備付）

募集従事者許可臺帳

許可番號	第 號	許可年月日	年 月 日
就業場ノ名稱	就業場ノ所在地	募集主住所、法人ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地	募集主氏名、法人ニ在リテハ其名稱及代表者氏名
工場管理人氏名	事業ノ種類	募集従事区域	

第 號	摘 要	寫 眞			
		本 籍	住 所	職 業	氏名生年月日

記載心得

- 一、本臺帳ニハ管内ニ住所ヲ有スル募集従事者ニツキ記載スルモノトス
- 二、摘要欄ニハ募集ニ關スル違反、許可取消及募集停止處分、其ノ他必要ナル事項ヲ記載スルモノトス
- 三、本臺帳ニハ左ノ索引ヲ付スヘシ

索引番號	許可年月日	募集従事者氏名	就業場ノ名稱

第四章 釋義及取扱標準

(1) 労働者募集取締令質疑ノ義ニ付通牒 (大正十四年五月二十七日) (甲收第三四二四號)

標記ノ件ニ關シ甲號ノ通ノ伺出ニ對シ乙號ノ通回答候條右様御了知相成度及通牒候也

甲 號

西筑摩郡上松町

大正十四年四月十三日

上宮木製絲工場主 宮木光太郎

長野縣警察部工場課宛

労働者募集取締ニ關スル質疑

(一) 取締令第二條ノ除外ニ對スル工場法施行細則第廿九條ノ三ニ關スル件

一 取締令第二條ノ規定ニヨリテ就業ノ爲メ住居ヲ變更スル必要ナキ即チ通勤職工ハ此ノ取締令ノ適用ヲ受ケサルカ故ニ

是ニ該當スル職工カ契約ヲ締結セスシテ其ノ土地ノ工場(甲)ニ於テ就業中他町村ノ工場(乙)ノ募集従事者ガ其ノ甲ノ工場ノ職工ニ對シテ何時ニテモ募集スルコトヲ得ルヤ

即チ工場法施行細則第廿九條ノ三ニ「雇傭契約期間中ノ職工ニ對シテ募

集ヲ爲スコトヲ得ス」ト規定サレアリト雖此職工ハ就業中ニハアレトモ其契約ナルカ故ニ其ノ所謂「契約期間中」ト云フヲ得サレハナリ

二 前記ノ場合何時ニテモ募集スルモ差支ナシトセハ甲工場ハ非常ノ脅威ヲ感スルモノナルカ故ニ此ノ對策トシテ期間ヲ定メテ契約ヲ締結スルトモハ此場合規則ノ適用ヲ受ケサルモノナルヲ以テ取締令施行規則第十三條ノ手續ヲナササルモ差支ナキヤ、即チ契約書ヲ二通作成シテ各自一通ヲ保有セサルモ又契約票ヲ提出セサルモ差支ナキヤ

(二) 取締令施行規則第十二條ニ關スル件

一 就業中ノ職工ニ對シテ工場主ヨリ益、又ハ閉業ノ際或ハ隨時ノ場合は迄年々反物又ハ金員ヲ祝儀或ハ賞與トシテ贈與シタル慣例アリ今後ハ之等ハ悉ク違反行爲ニテ不可ナリヤ

二 前記適用ヲ受クルモノニ對シテハ不可ナリトスルモ其ノ適用ヲ受ケサル所謂通勤職工ニ對シテハ差支ナキヤ

乙 號

(一) 「……是ニ該當スル職工カ契約ヲ締結セスシテ其ノ土地ノ工場(甲)ニ於テ云々」トアルハ

- 一、契約書ヲ作成セスシテノ意味ナルカ或ハ契約書ヲ作成セス及ヒ雇傭契約期間ヲ定メサル場合ノ意ナラムカ
- 果シテ然ラハ就業中ハ他町村内ニ在ル工場(乙)或ハ同一町村内ニ在ル工場ノ募集従事者ハ募集スルコトヲ得ス
- 如何トナレハ我民法第六百二十七條第一項ノ規定ニヨリ「當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申込ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ雇傭ハ解約申込ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス」
- 故ニ雇傭期間ヲ定メサル雇傭契約ノ場合ハ解約ヲ申込マサル間ハ雇傭期間中トナリ此ノ場合ニ相手方カ解約ヲ申込ミタリトスルモ該契約ハ解約申込ノ後ヨリ二週間以内ハ雇傭契約期間中トナル
- 二、労働者募集取締令第二條ノ除外ノ場合ニ當事者間ニ於テ雇傭契約書ヲ作成スルモ違法ニアラスト認メラル前項ニ關スル場合ニ於テ労働者募集取締令施行規則第十三條ノ契約票ニ關スル届出ハ募集主ニ於テハ何等法規上ノ義務アルコトナシト認ム
- 警察官署ニ於テハ其ノ契約票ヲ受理セサル可カラサル權限アルコトナシト認メラル

(二) 労働者募集取締令施行規則第十二條ニ關スル件

- 一、職工カ從來工場ニ於テ作業ニ従事シ閉業ノ際等ニ其ノ作業ニ對スル賞與又ハ祝儀トシテ工業主カ其ノ職工ニ金錢物品ヲ贈與スルハ違法ナラスト認メラル
- 然レトモ彼等ニ對シ募集主又ハ募集従事者カ募集行為又ハ「雇傭契約」ヲ將來ナサムトスル意志ヲ以テ金錢物品ノ贈與ヲナシタルトキ又ハ雇傭契約ノ豫備行為或ハ豫約ヲナス爲ニ金錢物品ヲ贈與シタルトキハ本條違反ナリト認メラル
- 二、所謂通勤職工ノ場合ハ同規則第十二條ノ適用ナシト認メラル
- (2) 労働者募集従事者許可數標準 (大正十四年十一月二日 甲工發第一二二號)
- 一、労働者募集従事者許可數ノ標準ハ労働者使用總數百人未滿ノ工場ニ在リテハ労働者拾人ニ付募集従事者壹人ノ割合ニテ許可スルコト
- 二、労働者使用總數百人ヲ超ユル場合ニ労働者貳拾人ヲ増ス毎ニ募集従事者壹人ヲ増ス割合ニテ許可スルコト
- 三、製絲工場ニシテ繰糸、再繰ノ兩作業ヲ營ムモノニ在リテハ繰糸簽數ノ拾五割ヲ以テ前二項ニ所謂労働者使用總數ト見做ス
- 四、製絲工場ニシテ繰糸作業ノミ營ムモノニ在リテハ繰糸簽數ノ拾四割ヲ以

- テ第一、第二項ニ所謂労働者使用總數ト見做ス
 - 五、獨立再繰工場ニ在リテハ窓數拾ニ對シ繰糸釜一個ニ換算シ其ノ拾四割ヲ以テ第一、第二項ニ所謂労働者使用總數ト見做ス
 - 六、前五項ノ計算上端數ノモノニ對シテハ四捨五入トス
 - (3) 募集届書ニ添付スベキ書類ニ關スル件 (大正十四年四月二日 甲工發第廿七號)
- 労働者募集取締令第三條ニヨリ募集主カ募集届出ノ際ハ左記各號ニ該當スル規程アラバ之レヲ添附セシメラルヘシ

左記

- 一、皆勤職工獎勵金ニ關スル規程
- 二、職工永續獎勵金ニ關スル規程

(4) 就業案内又ハ雇傭契約書案ノ檢印ニ關スル件 (大正十四年八月六日 工發第七七號)

労働者募集取締令第三條ニ依リ知事ニ届出ツヘキ就業案内又ハ雇傭契約書案其他募集ニ關シ配付スヘキ文書ハ労働條件ノ明示トナルヘキ文書ナルヲ以テ事實ニ反シ又ハ誇大虚偽ノ記載ヲ許サ、ルハ論ヲ俟タサル次第ナリ依テ内容調査ノ結果差支ナシト認め受理済ノモノニ限リ其ノ都度通知可致候條該通知ニ接セサル間ハ同令施行取扱手續第三條ニ依リ檢印ヲ請フ者アルモ檢印セサル様取扱相成度候也

(5) 募集届添附書類ニ關スル件

(大正十四年四月十四日 甲工發第卅三號)

大正十四年三月訓令第六號労働者募集取締令施行取扱手續様式甲號募集届出ノ就業案内第六項ノ賃金算出方法ハ製糸業ニ限リ左記標準ニ依ラシムル様勸奨シ充分ニ労働者保護ノ目的ヲ達成セラルヘシ

金算出方法

- 一、賃金算出方法カ出来高拂(稼高拂)ノ場合ハ繰目ニ對スル割ヲ除クコト
- 二、デニール其他一項目ニ對スル割(失點、減、等何等ノ名義ヲ問ハス賃金算出ニ當リ其ノ賃金額ニ減少ヲ生セシムルモノヲ含ム)ハ最高八十錢ヲ超ヘサルコト
- 但シ點數ヲ以テ表ハス場合ハ賃金ニ換算シ八十錢ヲ超ヘサル點數トナスコト

参考

- 一、出来高拂ニヨル賃金算出方法ニ繰目割ヲ除クノ理由
- 繰目割トハ工場總平均繰目ヲ算出シ各自職工ノ實繰目トヲ比較シ該平均ヨリ十匁減スル毎ニ何錢又ハ何點ノ割(失點或ハ減等)ト稱シ賃金ヨリ其額ヲ差引ヲ謂フ

由來出来高拂ニ依ル賃金算出ト製品ノ一定量ヲ單位トナシ該單位ノ工賃額

ヲ定メ各自職工ノ實製品量ニ應シテ賃金ヲ算出決定スルモノナリサレハ各自職工ニハ其技術ニ應シテ等差アリ換言スレハ製品量ノ多少ニ應シテ比較的ニ賃金額ニ差異ヲ生スルナリ然ルニ繰目割ヲ附スル場合ハ製品ノ量工場平均ニ達セサルノ理由ニ依リ更ニ賃金額ヲ減スル結果ハ當該職工ハ二重ニ賃金ヲ減額サル、ニ至ル斯ノ如キ單ニ平均技術ニ達セサルノ理由ニヨリ賃金ヲ減スルハ過酷ニ失スレハナリ

二、「デニール」其他一項目ニ對スル罰ハ最高八十錢ヲ超ヘサルコト、ナシタル理由

繰糸工女ノ賃金算出ハ其製品ノノ良否ヲ検査シ其結果ヲ綜合シテ賃金額ヲ算出スルナリ所謂試験方法ト稱シ該検査法ヲ規程ス即チ繰目、繰目「デニール」切斷等ニ分チ「デニール」ハ更ニ目的「デニール」ニ該當スルモノ賞何錢目的「デニール」ヨリ開差何「デニール」ノ場合ハ罰何錢等各項目ヲ定メ賃金額ニ影響ヲ及サシムルナリ

從來ノ賃金算出方法中前述所謂試験方法中特ニ「デニール」ニ關スル罰ハ一回、一回五十錢或ハソレ以上ノ大ナル罰ヲ附スルモノ少ナカラス斯クテハ終日勞苦シ其結果何等ノ報酬ヲ受ケサルノミカ更ニ數日間ノ賃金ヲモ之ニ投セサルヘカラサル過酷ナル方法ト云ハサルヘカラスサレハ斯クノ如キ方

法ヲ全廢スルハ勿論理想ナルモ各種ノ關係上直ニ全廢ハ實現シ能ハサルニ依リ其一項目ニ對スル罰ハ之ヲ縣下女工平均一日賃金額ノ八十錢以下トナサシメタリ

(6) 募集届受理済ノ件通知 (大正十四年八月七日 工發第七七號課長通牒)

貴部内左記工場ヨリ届出ニ係ル勞働者募集届受理済ト相成候條依命及通知候也

受理年月日	工場名	募集主名

(7) 勞働者募集着手届ニ關スル件 (昭和二年一月十四日 甲工發第六號)

本年一月十三日本縣訓令第四號ヲ以テ勞働者募集取締令施行取扱手續第六條中募集着手臺帳ノ備付廢止相成候條爾今募集着手届編冊ニハ左記ニヨリ索引ヲ付シ取締上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

左記

索引番號	募集従事者氏名	就業場ノ名稱	届出年月日

(8) 生繭ノ意義及範圍ニ關スル指示 (大正十五年十月五日) 甲工發第七九號

八月二十三日附甲工發第七五號指示第三項中「生繭ヲ使用スル繰糸業務」ニ「生繭」ノ意義及範圍ニ關シテ社會局ヨリ左記ノ通り通牒アリタルヲ以テ一般營業者ニ之カ周知徹底ヲ計リ一面取締上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

左記

一 工場法第八條第四項ノ例外ノ適用ハ嚴正ニ解釋シ必要ナル限度ニ止ムヘキモノニ有之且ツ監督上適確ナル識別ノ標準ヲ必要トスル次第ナルヲ以テ生繭トハ殺蛹セサル繭ト解釋シ處理相成度又生繭ヲ使用スルモノト雖モ冷蔵其他ノ方法ニヨリ保存ニ堪ヘ天候又ハ季節ノ影響ヲ受ケサルカ若ハ受クルコト少ナキモノハ季節事業トシテ處理スヘキ限ニ在ラスト御了知相成度

(9) 勞働者募集取締令ニ關スル件 (大正十四年五月八日) 甲工收第五七〇八號

社會局第一部長ヨリ通牒有之候條勞働者募集取締令第十四條ニツキテハ其ノ趣旨ニ依リ相當取締ラルヘシ

社發一部第三七號社會局第一部長通牒 (大正十四年五月六日)

勞働者募集取締令ニ關スル件

勞働者募集取締令第十四條ヲ以テ募集従事者ニ届出義務ヲ負ハシメタルハ出發前應募者ノ家庭訪問又ハ點檢ヲ爲ス等募集ニ關スル取締調査ヲ爲スコトヲ得セシムル趣旨ニ出テタル義ニ有之必シモ應募者全部ニ付届出後三日間ノ滞留ヲ強要スル趣旨ニ非サル義ニ有之ニ付事實不都合ナキ場合ニ於テハ便宜三日内ニ出發ヲ許スノ處置ヲ講セラルモ差支無之從テ應募者ノ増加變更届出アリタル場合ニ之ヲ同條第二項ノ變更トシテ處理スヘキヤ又ハ新ナル届出ト認ムヘキヤハ右ノ趣旨ニ鑑ミ人數ノ多少其ノ他點檢調査ニ差支ナキヤ否ヤ等ノ事情ヲ參酌シテ決定相成度

(10) 勞働者募集取締令適用範圍ニ關スル件 (大正十四年四月七日) 社發一部第二十六號

勞働者募集取締令ハ漁夫農夫海員等ノ募集ニハ適用無之候條右御承知相成度追テ之等ノ者ノ募集ノ取締ニ付テハ實際ノ必要ニ應シ廳府縣令ヲ以テ適宜取締ルコトハ妨ケサル儀ニ有之候

第六編 労働争議調停法令

第一章 労働争議調停法 (大正十五年四月九日 法律第五七號)

- 第一條 左ニ掲クル事業ニ於テ労働争議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ
- 一 蒸氣、電氣其他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業
 - 二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業
 - 三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業
 - 四 第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ
 - 五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ
 - 六 陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ労働争議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

第二條 調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ内六人ハ労働争議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ争議ニ直接利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス

前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條 労働争議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ三日内ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代ル委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ

此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員ハ四日以内ニ之ヲ選定シ行政官
應ニ届出ツルコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依ル届出ナキトキハ行政官應ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代
リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタ
ル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第六條 委員定リタルトキハ行政官應ハ直ニ調停委員會ヲ招集シ之ヲ開會ス
ヘシ

第七條 調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ
選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者
ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員會ハ勞働爭議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ
爲スモノトス

第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要
ス前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長
スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及右當事者ノ選定シタル委員各二

名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半數

ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス

行政官應ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコ
トヲ得

第十三條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其
ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示ヲ求
ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他
爭議ノ關係場所ニ立入り、作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシム
ルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ漏
洩スルコトヲ得ス

第十六條 第九章ニ規定スル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其
ノ顛末ヲ行政官應ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ勞働爭議解決スルニ至ラサルトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ勞働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル勞働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及勞働者並其ノ屬スル使用者團體及勞働者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ニ至ル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係アル使用者又ハ勞働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一 使用者ヲシテ勞働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絕セシムルコト
二 勞働者ノ集團ヲシテ勞働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絕セシムルコト

第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲ爲シタル者

二 故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 第十九條ノ規定ニ違反シタル時ハ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正十五年七月一日ヨリ施行)
(大正十五年六月勅令第九十七條)

第二章 強制調停範圍ニ關スル件

(大正十五年七月九日勅令第二百五十三號)

左ニ掲グル部隊又ハ工作廳ニ於ケル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ハ之ヲ勞働爭議

議調停法第一條第一項第六號ノ事業トス
陸軍航空本部、陸軍技術本部、陸軍兵器廠、海軍工廠、要港部工作部、海軍
火藥廠、海軍技術研究所、海軍艦政本部製圖工場

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三章 勞働爭議調停法施行令

(大正十五年六月二十三日
勅令第百九十六號)

第一條 勞働爭議調停法及本令ニ依ル行政官應ノ職務ハ爭議ノ發生シタル作
業所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)之ヲ行フ
同一ノ爭議カ前項ノ規定ニ依リ二以上ノ地方長官ノ管轄ニ涉ルトキハ内務
大臣ハ其ノ一ヲ指定シテ前項ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二條 内務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定スル行政官應以外ノ行
政官應ヲ指定シテ前條第一項ノ職務ヲ行ハシメ又ハ自ラ之ヲ行フコトヲ得
但シ内務大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラサル行政官應ヲ指定セムトスルトキ
ハ豫メ其ノ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

第三條 第一條ニ於テ地方長官トアルハ船員法ノ適用アル船員ノ爭議ニ付テ
ハ遞信局長トシ前二條ニ於テ内務大臣トアルハ船員ノ爭議ニ付テハ遞信大

臣トス

第四條 調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ
要ス

- 一 爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地
 - 二 爭議ニ關係アル勞働者ノ概數
 - 三 代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ示スニ足
ルヘキ事項
 - 四 調停委員會ニ關スル通知ヲ受クヘキ場所
 - 五 爭議ノ要求事項
 - 六 爭議ノ經過概要
- 第五條 當事者ノ一方ヨリ調停委員會開設ノ請求アリタルトキハ行政官應ハ
他ノ當事者ニ之ヲ通知スヘシ
- 第六條 調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
行政官應前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ
- 第七條 調停委員勞働爭議調停法第九條ノ規定ニ依リ調停手續ヲ結了シタル
トキ又ハ其ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ行政官應ニ報告スルコ
トヲ要ス

前項ノ報告アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第八條 調停委員會ノ議事ニ關スル總テノ書類ハ勞働爭議調停法第十三條ニ

規定スル報告ト共ニ之ヲ行政官廳ニ提出スルコトヲ要ス

第九條 勞働爭議調停法第十八條ノ規定ニ依リ辨償ヲ受クルコトヲ得ル費用

ハ旅費日當及止宿料トス

前項ノ旅費、日當及止宿料ハ別表ノ定額以內ニ於テ行政官廳之ヲ定ム

附則

本令ハ勞働爭議調停法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

區分	鐵道貨 及船貨	車馬賃(一 里ニ付)	日當(一日 ニ付)	止宿料(一 夜ニ付)
委員	二等	九十錢	六圓	八圓
當事者又ハ其 ノ他利害關係 人又ハ參考人	二等	七十五錢	三圓	五圓

備考 鐵道貨及船貨ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル場合ニハ上級ノ運賃
トシ其ノ等級ヲ設ケサル場合ニハ其ノ乗車又ハ乗船ニ要スル運賃トス

第四章 勞働爭議調停法ニ依ル費用辨償ニ

關スル件

(天正十五年十月十八日
長野縣令第百二十一號)

第一條 勞働爭議調停法第十八條及同法施行令第九條ニ依ル委員及其ノ他ノ
者ニ支給スヘキ旅費日當及止宿料ハ當分ノ内別表ニ掲クル所ニ從ヒ定額ニ
依リ之ヲ支給ス

第二條 旅費ハ鐵道貨船賃及車馬賃トス鐵道旅行ニハ鐵道貨、水路旅行ニハ
船賃陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス

第三條 陸路旅行ヲ爲スニ當リ軌道ニ依ルコトヲ得ル場合ニ於テハ其ノ區間
ニ限リ其ノ實費額ヲ支給ス

鐵道旅行ヲ爲シ得ル區間ニ付公務ノ爲軌道ニ依リ旅行スルトキハ軌道ノ實
費額ヲ支給ス

第四條 會議ノ爲招集セラレ又ハ説明ノ爲出席ヲ求メラレタル場合ニ於ケル
旅費ハ當時者ノ選定シタル委員當時者又ハ其ノ代表者、其ノ他利害關係人
ニ付テハ爭議ノ發生シタル作業所、當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シ
タル委員又ハ參考人ニ付テハ其住居カ會議地又ハ會議地ヲ距ル三里以內ニ
在ルトキハ之ヲ支給セス

第五條 日當ハ其ノ日數ニ應シテ全額ヲ支給ス
 止宿料ハ公務ノ都合ニ依リ止宿シタル場合ニ限り之ヲ支給ス
 第六條 調停委員會ノ期間カ十五日以上ニ延長セラレタルトキハ委員ニ支給スヘキ日當及止宿料ハ超過日數ヲ付シ定額ノ二割ヲ減ス
 第七條 前各條ニ規定スルモノヲ除ク外旅費日當及止宿料ノ支給ニ關シテハ内國旅費規則ノ規定ヲ準用ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 別三表

區分	及船賃	車馬賃	一日日當	一日止宿料
委員	二	九十錢	四圓	五圓
常事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人	二	七十五錢	二圓	三圓

備考

鐵道賃及船賃ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル場合ニハ上級ノ運賃トシ其ノ等級ノ設ケナキ場合ニハ其ノ乗車又ハ乗船ニ要スル運賃トス

第五章ノ一 勞資相談所ニ關スル件

(大正十四年六月二十五日
 甲工發第五十二號)

事業主ト勞働者間ノ協調並ニ其ノ福利増進ヲ計ル爲メ左記勞資相談所規程同事務取扱手續ニ基キ之カ目的ノ達成ヲ期セラルヘシ

追テ「甲發第二七九號(大正九年十一月二十二日付)人事相談所ニ關スル義ニ付指示」ニ關スル件中人事相談所事務取扱規程第三條中ニ掲クル事項ニシテ勞資問題ニ關スル事項ハ爾後勞資相談所ノ事務トシテ取扱ハルヘシ

勞資相談所規程

第一條 勞資相談所ハ勞資ノ協調ヲ圖リ相互ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス
 第二條 勞資相談所ハ警察部工場課内ニ其ノ本部ヲ置キ警察官署内ニ其ノ支部ヲ設ク
 第三條 勞資相談所ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ取扱フモノトス
 一、勞働者ノ賃金、賞與金、勤績金其ノ他給與ニ關スル事項
 二、勞働者ノ募集、雇入及解雇ニ關スル事項

- 三、工場寄宿舎等ノ施設改善ニ關スル事項
- 四、工場ノ管理、經營其他勞働者待遇ニ關スル事項
- 五、勞資間ノ紛議調停ニ關スル事項
- 六、其ノ他勞資相互間ニ於ケル諸問題

第五章ノ二 勞資相談所事務取扱手續

- 第一條 勞資相談所ノ事務ハ工場監督官吏之ヲ取扱フモノトス但シ所屬工場監督官補配置ナキ警察官署又ハ所屬工場監督官補配置アルモ支障アル場合ニ於テハ署長又ハ工場係主任者之ヲ取扱フモノトス
- 第二條 勞資相談所支部ニ於テ取扱事件中重大ナリト思料シタルモノニ付テハ其ノ都度速カニ之ヲ本部ニ稟議スヘシ
- 第三條 勞資相談所ニハ左ノ簿冊ヲ備ヘ其ノ取扱ヒタル事項ヲ其ノ都度之ニ記載スヘシ
- 一、勞資相談事件簿（様式第一號）
 - 二、勞資相談書類編冊
- 第四條 勞資相談所支部ニ於テ取扱ヒタル事件ハ當分ノ内毎月分ヲ取纏メ様式第二號ニ依リ翌月十日迄ニ警察部長宛之ヲ報告スヘシ

様式第一號

考 備	事 取 扱 結 果 及 結 過	事 件 ノ 要 概	署 長 印		受 取 日 時		
			取 扱 主 任 印	年 月 日	時 分	時 分	
			氏 名 年 所	年 月 日	大 正	年 月 日	時 分
			關 係 者 住 所 氏 名 年 所	年 月 日	大 正	年 月 日	時 分

勞資相談事件簿用紙

様式第二號

勞資相談事件報告書		大正	年	月分
受付年月日	事件名	結果及其月日		
事件概要				
計何件内未落着 右及報告候也				
大正 年 月 日		何 署 勞資相談所支部 主任官職 何		
警察部長宛		某		

第七編 關係法規拔萃

第一章 民法拔萃 (明治二十九年四月二十七日 法律第八十九號)

第三編 債權

第二章 契約

第八節 雇傭

第六百二十三條 雇傭ハ當事者ノ一方カ相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

第六百二十四條 勞務者ハ其ノ約シタル勞務ヲ終リタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

期間ヲ以テ定メタル報酬ハ其期間ノ經過シタル後之ヲ請求スルコトヲ得

第六百二十五條 使用者ハ勞務者ノ承諾アルニ非サレハ其權利ヲ第三者ニ讓渡スルコトヲ得ス

勞務者ハ使用者ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ自己ニ代リテ勞務ニ服セシムルコトヲ得ス

勞務者カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ勞務ニ服セシメタルトキハ使用者

ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得
 第六百二十六條 雇傭ノ期間カ五年ヲ超過シ又ハ當事者ノ一方若ハ第三者ノ終身間繼續スヘキトキハ當事者ノ一方ハ五年ヲ經過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但此期間ハ商工業見習者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ十年トス
 前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ爲サント欲スルトキハ三个月前ニ其豫告ヲ爲スコトヲ要ス

第六百二十七條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申込ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ雇傭ハ解約申込ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス
 期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ解約ノ申込ハ次期以後ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但其中込ハ當期ノ前半ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
 六個月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ申込ハ三个月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六百二十八條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ直チニ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但其事由カ當事者ノ一方ノ過失ニヨリテ生シタルトキハ相手方ニ對シテ損害賠償ノ責

ニ任ス

第六百二十九條 雇傭ノ期間滿了ノ後勞務者カ引續キ其勞務ニ服スル場合ニ於テ使用者カ之ヲ知リテ異議ヲ述ヘサルトキハ前雇傭ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ雇傭ヲ爲シタルモノト推定ス但各當事者ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申込ヲ爲スコトヲ得

前雇傭ニ付キ當事者カ擔保ヲ供シタルトキハ其擔保ハ期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス但身元保證金ハ此限ニ在ラス

第六百三十條 第六百二十條ノ規定ハ雇傭ニ之ヲ準用ス
 第六百三十一條 使用者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ雇傭ニ期間ノ定アルトキト雖モ勞務者又ハ破産管財人ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申込ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シテ解約ニ依リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第二章 商法拔萃

(明治三十二年三月九日)

法律第四十八號 改正 四四年第七三號

第一編 總則

第六章 商業使用人(抄錄)

第二十九條 商人ハ支配人ヲ選任シ其本店又ハ支店ニ於テ其商業ヲ營マシム

ルコトヲ得

第三十條 支配人ハ主人ニ代ハリテ其營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

支配人ハ番頭、手代其他ノ使用人ヲ選任又ハ解任スルコトヲ得

第三十三條 商人ハ番頭又ハ手代ヲ選任シ其營業ニ關スル或種類又ハ特定ノ事項ヲ委任スルコトヲ得

番頭又ハ手代ハ其委任ヲ受ケタル事項ニ關シ一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十四條 支配人、番頭又ハ手代ニ非サル使用人ハ主人ニ代ハリテ法律行爲ヲ爲ス權限ヲ有セサルモノト推定ス

第三十五條 本章ノ規定ハ主人ト商業使用人トノ間ニ生スル雇傭關係ニ付キ民法ノ規定ヲ適用スルコトヲ妨ケス

第二章 小學校令沿革

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始

期トシ尋常小學校ノ教科ヲ終了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧困ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ終了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇

備ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ初等部ハ兒童就學ニ關シテハ之ヲ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齡就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第四章 市街地建築物法施行規則拔萃

(大正九年十一月九日) (大正十一年內務省令第二一號、一二年第二六號、一三年內務省令第三十七號) (第一五號、第三〇號、一四年第一號、一五年第五三號)

第一章 通則

第一條 本則ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル

一 居室トハ居住ノ用ニ供スル室ヲ謂フ

玄関、廊下、階段室、外套室、便所、手洗所、浴室、物置、納戸、暗室ノ類ハ居室ト看做サス

二 地階トハ其ノ床面地盤面下ニ在ル階ヲ謂フ但シ其ノ床面地盤面ヲ下ルコト一尺未満ノモノハ之ヲ第一階ト看做ス

三 屋階トハ屋根裏ニ設ケタル階ヲ謂フ

四 床高トハ床面ヨリ其ノ直下地面迄ノ距離ヲ謂フ

五 階高トハ其ノ階ノ床面ヨリ其ノ直上階ノ床面迄ノ高ヲ謂フ但シ最上階ニ在リテハ其ノ天井高ヲ謂フ

六 天井高トハ室ノ床面ヨリ天井迄ノ高ヲ謂フ

一室ニシテ天井高異ル部分アルトキハ其ノ室ノ床面積ヲ以テ容積ヲ除シタルモノヲ謂フ

七 外壁トハ建築物ノ外側ヲ構成スル壁體ヲ謂フ

六 間壁トハ建築物ノ内部ヲ區劃スル壁體ヲ謂フ

九 界壁トハ接續建築物ヲ區劃スル壁體ヲ謂フ

十 不燃材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」石綿盤、瓦、金屬、陶磁器、硝子「モルタル」漆喰ノ類ヲ謂フ

- 十一 耐水材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」鉛「アスファルト」陶磁器ノ類ヲ謂フ
- 十二 石造トハ石造、人造及「コンクリート」造ヲ謂フ
- 十二 壁體ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 厚一尺以上ノ煉瓦造又ハ石造
 - ロ 厚四寸以上ノ鐵筋「コンクリート」造
 - ハ 厚一尺以上ノ孔煉瓦造、厚六寸以上ノ鐵筋「コンクリート」、ホロブ「ロック」造、厚五寸以上ノ鐵筋「コンクリート」、ブロック「造」ノ類ニシテ地方長官本號イ又ロニ規定スル壁體ト同等以上ノ耐火的効力アリト認ムルモノ
- 十四 床又ハ屋根ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵筋「コンクリート」造
 - ロ 骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造煉瓦造又ハ石造
 - ハ 煉瓦造又ハ石造
 - ニ 最下階ノ床ニ在リテハ土間、叩、石敷ノ類
 - ホ 鐵骨ヲ有シ「メタル」ラス「コンクリート」網入硝子ノ類ヲ以テ覆葺スル屋根ニシテ地方長官ノ承認セルモノ

- 十五 柱ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 煉瓦造又ハ「コンクリート」造
 - ロ 鐵筋「コンクリート」造
 - ハ 鐵柱ニシテ耐火的ニ有效ナル被覆ヲ爲シタルモノ
 - ニ 石造ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
- 十六 階段ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵筋「コンクリート」造煉瓦造又ハ石造
 - ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造煉瓦造又ハ石造
 - ハ 鐵造
- 十七 甲種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘以上ノモノ
 - ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚一寸二分以上ノモノ
 - ハ 厚五寸以上ノ土藏扉
- 地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 十八 乙種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘未滿ノモノ
ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚一寸二分未滿ノモノ

ハ 木造又ハ鐵造ニシテ屋外ニ面スル部分ヲ厚一寸以上ノ「モルタル」漆喰又ハ適當ナル厚ノ石綿盤ノ類ヲ以テ被覆シタルモノ

地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ムヲ爲スコトヲ得

十九 建築物ノ大修繕トハ壁體、柱、小屋若ハ基礎ノ過半ノ修繕又ハ之ニ準スル構造上主要ナル部分ノ修繕ヲ謂フ

二十 大變更トハ壁體、柱、床、小屋基礎等構造上主要ナル部分ノ變更ヲ謂フ

二十一 階數トハ地階及屋階ヲ除キタル階數ヲ謂フ

二十二 本則ノ適用ニ關シ土地又ハ建築物ニ關スル測算方法呼稱等ニ付疑義ヲ生シタルトキハ地方長官之ヲ決定ス

二十三條 本則ニ規定セル建築物ノ採光、換氣、防火、避難、清潔、強度ニ關スル構造設備ハ常ニ有效ニ保持スヘシ

第五章 傳染病豫防法施行規則沿革

(大正十一年九月三十日) (大正十五年內務省令第十六號)
(內務省令第二十四號) (及昭和二年同第二號改正)

第五章 消毒方法

第二十一條 消毒方法ハ左ノ四種トス

一 燒却

二 蒸氣消毒

三 煮沸消毒

四 藥物消毒

第二十二條 蒸氣消毒ニハ流通蒸氣ヲ用キ成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ

一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムルヘシ

蒸氣消毒ヲ施行セントスルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ

一 消毒ニ因リ褪色ノ虞アルモノハ蒸氣消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アルモノハ他物ト混シ蒸氣消毒ヲ行ハサルコト

二 衣類ハ豫メ袖又ハ衣囊ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物件アルトキハ之ヲ取出スコト

第二十三條 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以

上煮沸スヘシ

煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前條第二項第一號ヲ準用ス

第二十四條 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品並其ノ製法及用法左ノ如シ

一、石炭酸水防疫用石炭酸三分水九十七分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌

又ハ振盪シツ、徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ

石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

二、「クレゾール」水「クレゾール」石鹼液三分水九十七分

「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加

フヘシ

三、「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

三、昇汞水昇汞一分、普通食鹽一分、水千分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞

錠（錠中昇汞〇、五グラム）ヲ一錠ニ付水約五百「グラム」ノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬製ニ非サル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用キサルモノハ

「スカレット」「フクシンS」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

四

煨製石灰少量ノ水ヲ注ケハ熱ヲ發シ煨製スルモノ煨製石灰末煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲シタルモノ

煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲ス

石灰乳煨製石灰二分水分八分

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ充分攪拌ス

石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ煨製石灰ヲ得

三コト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

五、「クロール」石灰水「クロール」石灰五分水九十五分

「クロール」石灰水ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

六、「フォルマリン」水「フォルマリン」一分水三十四分

「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリン」ニ定量ノ

水ヲ加フヘシ

七、「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ

裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ

- 「フオルムアルデヒド」ノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ
- 一 消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フオルマリソ」四十「グラム」以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フオルムアルデヒド」瓦斯十五「グラム」以上ヲ發生セシメ同時ニ約百「グラム」以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ
 - 二 物件ノ内部ニ至ル迄消毒スルノ必要アルモノニハ真空裝置ニ依ルニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス
 - 三 真空裝置ニ依ル消毒時間ハ其ノ裝置ニ依リ之ヲ定ムヘシ
 - 三 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造、洋風建物、船舶、汽車等ニシテ戸扇、窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス
- 内務大臣ノ指定シタル藥品ニシテ傳染病研究所ノ檢定ニ合格シタルモノ又ハ之ヲ原料トシテ傳染病研究所ノ指示スル製法ニ從ヒ調製シタル藥品ハ傳染病研究所ノ指示スル所ニ從ヒ之ヲ前項各號ノ藥品ニ代用スルコトヲ得
- 第二十五條 「コレラ」赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 尿管、吐瀉物及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

- 二 死體
 - 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
 - 四 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具類
 - 五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具患者ノ飲食物残渣等
 - 六 病室ノ疊、敷物等
 - 七 便所、便池、手洗鉢等
 - 八 臺所、臺所器具、井戸、水槽等
 - 九 芥溜、下水溝等
- 痘瘡及猩紅熱ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及其ノ處置ニ用キタル器具布片紙片等
 - 二 死體
 - 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
 - 四 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類寢具類
 - 五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等
 - 六 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等
- 發疹「チフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

二 死體

- 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
- 四 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
- 五 病室ノ疊、敷物等

「チフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- 一 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
 - 二 患者ノ用ニ供シタル衣類、寢具等
 - 三 看護人及其ノ使用シタル衣類、寢具等
 - 四 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍、玩具等
 - 五 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等
- 「ペスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 血液、鼻汁、唾痰、膿汁及其ノ處置ニ用キタル器具、布片紙片等
 - 二 死體
 - 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
 - 四 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
 - 五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等

六 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等付木製品等

七 鼠ノ棲息、交通スル場所

第二十六條 消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ

一 患者

患者ハ治療シタルトキハ入浴キルニ衣類ヲ更メセム但熱濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルコトヲ妨ケス

二 死體

死體ヲ棺ニ歛ムルニハ其ノ衣類ニ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ充分撒布シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ニ浸漬シタル布片ヲ以テ死體ヲ包ミ又ハ棺内ニ普通石灰ヲ填ツヘシ

三 尿尿、吐瀉物其ノ排泄物

尿尿、吐瀉物其ノ他ノ排泄物ニハ同容量ノ石炭酸水若ハ「クレゾール」水其ノ容量ノ三十分ノ一以上ノ燬製石灰末又ハ其ノ容量ノ五分ノ一以上ノ石灰若ハ「クロール」石灰水ヲ加ヘ充分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ之ヲ煮沸シ若ハ燒却スヘシ

昇汞水及「フォルマリン」水ハ本號ノ消毒ニ適セヌ又ハ其ノ消毒ニ用ル

四 病毒ニ接觸シタル者

看護人、患家ノ家人、消毒方法ノ施行又ハ患者、死體、排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其ノ他病毒ニ接觸シタル者ハ時々又ハ其ノ都度手足ヲ消毒シ入浴スヘシ

五 衣類、寝具、敷物、布片等
手足ノ消毒ニハ石炭酸水クレゾール水又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ

蒸氣消毒若ハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

絹布、毛織物、綿、綿入、蒲團、羽蒲團等ハ成ルヘク蒸氣消毒ヲ行ヒ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

六 患者、死體、病毒汚染物件ノ運搬器具

患者、死體又ハ病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ヲ運搬シタル駕籠、釣臺、車等ハ使用ノ都度石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ

七 圖書、書類等

「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

八 硝子器、陶器、磁器、鍍製品、竹木製品等

石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水、石灰乳若ハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ汽熱ニ堪フルモノニ付テハ蒸氣消毒若ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ

九 草類、革製品漆器、其ノ他ノ塗物類、護謨製品「セルロイド」製品護謨

附品、糊附品、膠附品、紙製品、毛皮、象牙、龍甲、角等石炭酸水「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ若ハ之ヲ撒布シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ
蒸氣消毒及煮沸消毒ハ本號ノ消毒ニ適セス

十 石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ但シ密閉シ得ヘキ場合ニ於テ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得

十一 便所、芥溜、溝渠等
便所ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便池、肥料溜等ニハ煖製石灰末、石灰乳又ハ「クローール」石灰

水ヲ注キ充分攪拌スヘシ但シ屎尿ハ消毒後一週間ヲ經過スルニ非サレハ肥料ニ供スルコトヲ得ス

芥瀉及土地ニハ石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ、溝渠ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ塵芥ハ之ヲ燒却スヘシ

十二 井戸、水槽、汚水等

井戸、水槽、汚水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ煨製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若ハ水量ノ五百分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ充分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依ル熱蒸氣ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ

昇水水ハ飲料水ニ滲透スルノ虞アル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スヘカラス

十三 船舶、汽車、電車等

船室又ハ車室内部ノ消毒ハ第十號ニ準スヘシ

船底水ニハ其ノ容量ノ二百分ノ一ノ煨製石灰末又ハ其ノ容量ノ二千分ノ

一ノ「クロール」石灰水ヲ加ヘ二十四時間ヲ經過シタル後之ヲ汲出スヘシ

十四 動物ノ死體、消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ之ヲ燒却ス

第二十七條

衣類、寢具、器具、敷物、圖書、書類其ノ他ノ物件ニシテ第二十一條各號ノ消毒方法ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光ニ曝シ又ハ大氣中ニ乾燥セシムヘシ

長野市南縣町六十九番戸

三十一

昭和二年九月三十日印刷
昭和二年十月七日發行
【定價金一圓二十錢】
長野市南縣町六十九番戸
山口忠作
長野市櫻枝町百二十三番戸
宮澤秀夫
長野市西後町二十六番戸
田中印刷合名會社
長野市西後町二十六番戸
田中印刷合名會社

昭和二年九月三十日印刷
昭和二年十月七日發行

【定價金一圓二十錢】

著者 山口忠作
兼發行人

印刷人 宮澤秀夫
長野市櫻枝町百二十三番戸

印刷所 田中印刷合名會社
長野市西後町二十六番戸

發行所 田中印刷合名會社
長野市西後町二十六番戸

